

八女市過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和7年3月【第7版】

福岡県八女市

目 次

1	基本的な事項.....	1
(1)	八女市の概況.....	1
(2)	人口及び産業の推移と動向.....	3
(3)	八女市の行財政の状況.....	6
(4)	地域の持続的発展の基本方針.....	8
(5)	地域の持続的発展のための基本目標.....	8
(6)	計画の達成状況の評価.....	9
(7)	計画期間.....	9
(8)	公共施設等総合管理計画等との整合.....	9
2	移住・定住・地域間交流の促進、人材育成.....	10
3	産業の振興.....	12
4	地域における情報化.....	19
5	交通施設の整備、交通手段の確保.....	20
6	生活環境の整備.....	27
7	子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進.....	32
8	医療の確保.....	38
9	教育の振興.....	39
10	集落の整備.....	43
11	地域文化の振興等.....	44
12	再生エネルギーの利用の推進.....	46
13	その他地域の持続的発展に関し必要な事項.....	47
	事業計画（令和3年度～令和7年度）過疎地域持続的発展特別事業分(再掲).....	49

1 基本的な事項

(1) 八女市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

① 自然的条件

本市は福岡県の南部に位置し、北は久留米市、うきは市、広川町、西は筑後市、みやま市、南は熊本県、東は大分県に接しています。

総面積は、482.44 k m²と広大で、東部には標高 1229.5m の県内最高峰の釈迦岳を擁し、それを源とした一級河川矢部川及びその水系の星野川の清流が市の中央を西に流れ、有明海に注いでいます。

地形は、東部の起伏の激しい山間地帯と、中央部の比較的なだらかな丘陵地帯、そして西部の平野地帯と変化に富んでおり、土地利用の大半は森林が占めています。気候は、西部の有明海型と東部の山地型に分かれますが、温暖な気候と肥沃な土地条件を活かした、お茶の生産などの農林業が盛んです。

② 歴史的条件

本市は、江戸時代は久留米藩と柳河藩に属し、明治4年の廃藩置県までは久留米県及び柳川県と分かれていましたが、同年には三潞県になり、さらに明治9年には福岡県に統合されました。

明治22年の町村制の施行により、福島町、長峰村、上妻村、三河村、八幡村、川崎村、忠見村、岡山村（以上、旧八女市域）、北川内村、横山村（以上、旧上陽町域）、黒木町、豊岡村、串毛村、木屋村、笠原村、大淵村（以上、旧黒木町域）、光友村、北山村、白木村、辺春村（以上、旧立花町域）、矢部村、星野村となりました。

昭和26年には、福島町、長峰村、上妻村、三河村、八幡村の5カ町村が合併し福島町となり、同28年には、北川内村が町制を施行しました。また、昭和29年には、福島町と川崎村、忠見村、岡山村の一部が合併し八女市に、さらに黒木町、豊岡村、串毛村、木屋村、笠原村が合併し黒木町となっています。

昭和30年には、光友村、北山村、白木村、辺春村が合併し立花町になり、同32年には大淵村が黒木町に編入され、同33年には北川内町と横山村が合併し上陽町となりました。

そして、平成18年10月1日に上陽町、続く同22年2月1日には黒木町、立花町、矢部村及び星野村を八女市に編入合併しています。

③ 社会的、経済的条件

本市は、九州縦貫自動車道（八女インターチェンジ）と一般国道 3 号が南北縦断し、その中央部を一般国道 442 号が東西に横断しています。路線バスは、広域的には広川町、久留米市、筑後市を結ぶ路線があり、市内交通については、福島地区が市内各地を結ぶバス路線の拠点となっています。市内には J R や私鉄の駅がないため、公共交通を使った移動手段は、路線バスや一般タクシーに限られており、予約型乗合タクシーを運行して市民の移動手段を確保しています。

本市は、全国的ブランドである八女茶をはじめとした、果樹・野菜など各種農林産物の主要産地として全国的な評価を得ており、また、仏壇、提灯、石灯ろう、手すき和紙などの伝統産業・伝統工芸が連綿と引き継がれており、地域の特徴となっていますが、後継者の確保などの課題を抱えています。

イ 過疎の状況

本市の人口は、国勢調査によると 107,826 人であった昭和 25 年以降、一貫して人口減少が続いており、平成 27 年にはピーク人口に比べ 40% も少ない 64,408 人となっています。

その間、昭和 45 年には「過疎地域対策緊急措置法」、昭和 55 年には「過疎地域振興特別措置法」、平成 2 年には「過疎地域活性化特別措置法」、平成 12 年には「過疎地域自立促進特別措置法」の適用を受け、過疎法のもとに基幹産業である農林業の振興や企業誘致などの雇用対策、さらに道路、上下水道などの生活インフラ整備、観光施設などの整備や各種イベントなどによる交流施策など、あらゆる人口流出への対策を図ってきました。

しかしながら、中山間地を中心とした人口流出には歯止めがかかっておらず、市全体的にみると過疎・高齢化は進んでいるため、今後も、これまでの過疎地域自立促進計画により推進した各種施策を引き続き推進するとともに、人口減少に対応した取り組みを図ることとしています。

ウ 社会経済的発展の方向の概要

国全体の人口が減少していくなか、本市においても将来にわたり人口が減少していくことは、避けがたい現実としてとらえなければなりません。施策の推進にあたっては、定住人口の増加とあわせて、交流人口・関係人口の拡大も目指していきます。そのためには、各地域が有する多くの地域資源の活用と、市内外の交流促進などの施策を展開するとともに、定住するための必要な生活諸機能の充実や自立のための経済基盤の確立を図ります。

(2) 人口及び産業の推移と動向

ア 人口の推移と今後の見通し

国勢調査によると、本市の人口は昭和 25 年に 107,826 人と人口のピークを迎え、その後、昭和 30 年から昭和 50 年までやや大きく人口が減少しています。この要因は、高度成長期に伴い、他の地域（福岡市・東京圏等）への人口流出があったためと考えられます。その後は昭和 60 年まで、人口の減少は比較的ゆるやかになっています。平成 2 年以降は、社会的な少子高齢化等の影響もあり、徐々に人口の減少が加速している状況です。

また、国立社会保障・人口問題研究所が行った人口推計によると、本市の人口は、令和 7 年には約 5 万 5 千人にまで減少するとされています。

年齢別の人口構造について、少子高齢化が進む中、平成 27 年国勢調査では、0～14 歳人口が 11.8%、15～64 歳人口が 54.8%、また、65 歳以上人口が 33.4%（高齢化率）となっており、同時点における高齢化率は、全国が 26.6%、福岡県が 25.9%であり、これらと比べ、本市の高齢化が進んでいることがわかります。

イ 産業構造、各産業別の現況と今後の動向

産業別就業人口では、第 1 次産業の減少が著しく、昭和 35 年の国勢調査において、その割合は 54.1%を占めていましたが、平成 27 年の同調査においては 20.0%と半減しています。また、同様に、第 2 次産業においては、18.9%から 21.9%とほぼ横ばい、第 3 次産業においては、27.0%から 55.7%とほぼ倍増しています。

平成 27 年の産業別の就業者構成比を、全国・福岡県・本市で比較すると、第 1 次産業が全国（4.0%）と福岡県（2.8%）を大きく上回っており、第 2 次産業が福岡県（20.2%）をやや上回っている状況です。

本市の基幹産業である自然環境を活かした第 1 次産業や仏壇、提灯、石灯ろう、手すき和紙などの伝統産業を大切にしながら、バランスのとれた産業活動を推進し、にぎわいと活力あるまちづくりを進めます。

表 1 - 1 (1) 人口の推移 (国勢調査)

区分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年	
	実数		実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 101,573		人 93,353	△8.1%	人 88,888	△4.8%	人 85,733	△3.5%	人 85,078	△0.8%
0歳～14歳	33,982		27,377	△19.4%	22,467	△17.9%	19,623	△12.7%	18,316	△6.7%
15歳～64歳	60,128		57,558	△4.3%	56,886	△1.2%	55,469	△2.5%	55,028	△0.8%
うち15歳～29歳(a)	23,894		20,942	△12.4%	20,016	△4.4%	18,671	△6.7%	17,107	△8.4%
65歳以上(b)	7,463		8,418	12.8%	9,535	13.3%	10,641	11.6%	11,734	10.3%
(a)/総数 若年者比率	% 23.5%		% 22.4%	-	% 22.5%	-	% 21.8%	-	% 20.1%	-
(b)/総数 高齢者比率	% 7.3%		% 9.0%	-	% 10.7%	-	% 12.4%	-	% 13.8%	-

区分	昭和60年		平成2年		平成7年		平成12年		平成17年	
	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 84,556	△0.6%	人 81,895	△3.1%	人 79,492	△2.9%	人 76,689	△3.5%	人 73,262	△4.5%
0歳～14歳	17,402	△5.0%	15,883	△8.7%	13,969	△12.1%	11,846	△15.2%	10,056	△15.1%
15歳～64歳	54,408	△1.1%	51,744	△4.9%	49,017	△5.3%	49,046	0.1%	43,043	△12.2%
うち15歳～29歳(a)	15,437	△9.8%	13,684	△11.4%	13,046	△4.7%	12,412	△4.9%	11,271	△9.2%
65歳以上(b)	12,746	8.6%	14,241	11.7%	16,469	15.6%	18,794	14.1%	20,162	7.3%
(a)/総数 若年者比率	% 18.3%	-	% 16.7%	-	% 16.4%	-	% 16.2%	-	% 15.4%	-
(b)/総数 高齢者比率	% 15.1%	-	% 17.4%	-	% 20.7%	-	% 24.5%	-	% 27.5%	-

区分	平成22年		平成27年	
	実数	増減率	実数	増減率
総数	人 69,057	△5.7%	人 64,408	△6.7%
0歳～14歳	8,613	△14.3%	7,604	△11.7%
15歳～64歳	39,892	△7.3%	35,223	△11.7%
うち15歳～29歳(a)	9,659	△14.3%	8,039	△16.8%
65歳以上(b)	20,519	1.8%	21,451	4.5%
(a)/総数 若年者比率	% 14.0%	-	% 12.5%	-
(b)/総数 高齢者比率	% 29.7%	-	% 33.3%	-

総数に「不詳」を含む。

表 1－1（2） 人口の見通し

区分	平成 2 7 年	令和 2 年		令和 7 年		令和 1 2 年		令和 1 7 年	
	実数	推計値	増減率	推計値	増減率	推計値	増減率	推計値	増減率
総数	人 64,408	人 60,045	% △6.8%	人 56,009	% △6.7%	人 52,291	% △6.6%	人 48,754	% △6.8%
0 歳～4 歳	2,227	2,020	△9.3%	2,005	△0.7%	2,004	△0.0%	1,868	△6.8%
5 歳～14 歳	5,378	4,928	△8.4%	4,522	△8.2%	4,305	△4.8%	4,310	0.1%
15 歳～64 歳	35,290	30,664	△13.1%	27,149	△11.5%	24,417	△10.1%	22,034	△9.8%
65 歳以上	21,513	22,433	4.3%	22,333	△0.4%	21,565	△3.4%	20,542	△4.7%

区分	令和 2 2 年		令和 2 7 年		令和 3 2 年		令和 3 7 年		令和 4 2 年	
	推計値	増減率	推計値	増減率	推計値	増減率	推計値	増減率	推計値	増減率
総数	人 45,216	% △7.3%	人 41,696	% △7.8%	人 38,471	% △7.7%	人 35,608	% △7.4%	人 33,056	% △7.2%
0 歳～4 歳	1,721	△7.9%	1,614	△6.2%	1,547	△4.2%	1,483	△4.1%	1,437	△3.1%
5 歳～14 歳	4,181	△3.0%	3,888	△7.0%	3,618	△6.9%	3,429	△5.2%	3,286	△4.2%
15 歳～64 歳	19,910	△9.6%	18,146	△8.9%	16,689	△8.0%	15,657	△6.2%	14,876	△5.0%
65 歳以上	19,404	△5.5%	18,048	△7.0%	16,617	△7.9%	15,039	△9.5%	13,457	△10.5%

出展：八女市人口ビジョン(令和 3 年 3 月改訂版) 戦略人口

(3) 八女市の行財政の状況

本市においては、平成 22 年 2 月の市町村合併後の効率的な行政運営を目指し、令和 2 年度までの第 7 次八女市行政改革大綱及び実施計画を策定し、これに基づく取り組みを推進してきました。今後も、少子高齢化や高度化・多様化する市民ニーズに対応し、過疎からの自立をはじめとする地域政策課題を推進するために、市民との協働の推進やコスト意識を重視した継続的な行政改革を実施し、行政のスリム化を図りながら、市民サービスの一層の向上を期する行政体制の確立を目指します。

本市の財政状況は、財政力指数・実質公債費比率とも一定の数値で推移しているものの、人口の減少や地域経済の低迷を背景に市税等の一般財源の収入は伸び悩み、依然として厳しい状況が続いています。

市の行政経営資源には限りがあり、まちづくりを効果的に進めるためには、施策の目的を明確にし、その展開において費用対効果を十分検証したうえで、選択と集中により資源を重点的・効果的に投入することが重要となっています。

そこで、政策・施策マネジメントシステムの構築を図り、組織的な目標の設定とその活動内容の確認を年度ごとに行い、さらにその時々々の財政状況などに柔軟に対応した資源配分により、最短距離でのまちづくりの目標達成を目指します。

表 1－2（1） 財政の状況

単位：千円

区分	平成 2 2 年度	平成 2 7 年度	令和元年度
歳入総額 A	37,215,578	39,390,719	39,164,763
一般財源	23,191,542	22,480,366	21,355,373
国庫支出金	5,618,698	5,730,546	4,695,972
都道府県支出金	2,507,247	3,397,541	3,264,552
地方債	3,210,217	2,663,837	3,973,481
うち過疎対策事業債	1,218,900	986,400	1,946,700
その他	2,687,674	5,118,429	5,875,385
歳出総額 B	35,321,680	37,297,593	37,681,309
義務的経費	14,929,735	14,926,778	15,495,384
投資的経費	6,217,864	7,841,560	6,341,587
うち普通建設事業	6,134,464	4,803,647	5,292,047
その他	14,174,081	14,529,255	15,844,338
過疎対策事業費	1,275,537	1,271,405	2,268,400
歳入歳出差引額 C (A-B)	1,893,898	2,093,126	1,483,454
翌年度へ繰越すべき財源 D	334,500	121,751	931,167
実質収支 C-D	1,559,398	1,971,375	552,287
財政力指数	0.355	0.382	0.391
公債費負担比率	17.0	14.2	14.4
実質公債費比率	11.6	8.6	9.0
経常収支比率	78.8	87.1	98.1
将来負担比率	36.8	-	-
地方債現在高	33,951,915	28,118,163	27,226,539

表 1－2（2） 主要公共施設等の整備状況

区分	昭和55年度末	平成 2 年度末	平成12年度末	平成22年度末	令和元年度末
市 町 村 道					
改良率 (%)	17.2	23.4	27.8	33.49	34.84
舗装率 (%)	26.3	58	60.8	64.28	66.47
農 道					
延長 (m)	-	-	-	81,465	65,353
耕地 1 haあたり農道延長 (m)	32.4	8.1	8.3	-	-
林 道					
延長 (m)	-	-	-	276,203	288,415
林野 1 haあたり林道 延長 (m)	11.3	10.7	13.8	-	-
水道普及率 (%)	12.1	16	44.9	60	66.5
水洗化率 (%)	-	-	29.5	55.4	76.2
人口千人当たり病院、診療所の病床数 (床)	-	-	20.6	21.3	23.6

(4) 地域の持続的発展の基本方針

本市は、昭和 45 年以降、過疎法による総合的な過疎対策事業を積極的に進めてきました。近年では、平成 28 年に過疎地域自立促進計画を策定し、産業の振興や交通通信網の整備、生活環境整備などの諸施策に取り組み、自立のための条件整備を行ってきました。

しかしながら、減少基調を続けてきた生産年齢人口や将来を支える年少人口の減少に歯止めをかけることができず、地域コミュニティや経済活動への影響が懸念されており、過疎化は依然として進行しています。

こうした状況を踏まえ、市民一人一人が今後も安心して住み続け、将来に向けて夢と希望を抱くことができるまちづくりを実現していくことが、最も求められているところであります。

この実現を図るために、前計画を引き継ぎ、市政の基本方針である「第 5 次八女市総合計画」の方向性に即して、地域の持続的発展や地域振興に向けた八女市の将来都市像と基本方針を次のとおり定めます。

《八女市の目指す将来都市像》

ふるさとの恵みと誇りを未来につなぐ 安心と成長のまち 八女

- 八女市は、豊かな自然と歴史、受け継がれてきた伝統文化、農産物や郷土料理など、多くの“恵み”と人の温もりにあふれるまちです。それらは、生活に潤いとやすらぎをもたらすとともに、私たちの心の中に、ふるさとを誇り愛する気持ちとして息づいています。このふるさとの恵みと誇りを、未来につなぎ継承するまちをつくります。
- 安全で快適な暮らしを支える都市基盤や、強靱で安全な環境、そして共に支え合い健やかに暮らせるしくみを構築することで、誰もが住み慣れたまちで、自分らしく、心豊かに安心して暮らすことができるまちをつくります。
- 地域経済の活性化や雇用創出の要である地域産業の生産性向上と発展を実現するとともに、多彩な地域資源を活かした交流や連携・協働により、新たな賑わいづくりや移住・定住を促進し、成長し続けていくまちをつくります。

(5) 地域の持続的発展のための基本目標

ア 人口に関する目標

指標	単位	現状値	目標値		
		令和 2 年 (2020)	令和 7 年 (2025)	令和 12 年 (2030)	令和 42 年 (2060)
目標人口	人	60,045 人口ビジョン (戦略人口) (R3 年 3 月改訂)	56,000 本計画	52,300 第 5 次八女市 総合計画	33,100 人口ビジョン (戦略人口) (R3 年 3 月改訂)

イ 財政力に関する目標

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和 7 年
実質公債費比率	%	9.0	12.5 (上限値)
将来負担比率	%	-(該当なし)	-(該当なし)
市税における収納率	%	98.73	98.90

ウ その他地域の持続的発展のための基本となる目標

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和 7 年
市民意識調査で「これからも八女に住み続けたいと思う」と回答した人の割合	%	68.9	75

(6) 計画の達成状況の評価

効率的で効果的な行政運営を実施していくために、毎年実施している行政評価システムを活用し、第 5 次八女市総合計画と同様に本計画の進行管理にかか
る PDCA サイクルを確立させることで、効果的に計画を推進します。

(7) 計画期間

令和 3 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日までの 5 年間とします。

(8) 公共施設等総合管理計画等との整合

地方公会計における固定資産台帳(平成 25 年度分)を基に、将来の施設整備費(更新費用等)について推計し、財政シミュレーションを行った場合、資金不足に陥らないためには、計画期間 30 年間に於いて施設整備費(更新等費用等)及び維持管理費用を約 445 億円削減することが必要となります。

本市では、これを実現しながら適切な行政サービスを提供し続けていくために、公共施設等の管理に関する基本方針を定め、それに基づく公共施設の安全性の確保や適正配置の検討による公共施設等のマネジメントを行います。なお、市が公共施設を保有し続ける必要性など施設の適正化(行政サービス水準)を検討したうえで、施設の長寿命化並びに施設・機能の統廃合や集約化、公民連携(PPP/PFI などの民間活力の活用等)、近隣市町村との公共施設の相互利用、又は民間施設の活用等の検討を行い、住民ニーズに対応した行政サービス水準の維持と、効率的、効果的な運営・管理の実現を目指します。

本計画では、この「八女市公共施設等総合管理計画」等との整合性を図りながら、関連する公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進するとともに、過疎対策に必要となる事業を適切に実施します。

2 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1) 現況と問題点

ア 移住・定住

国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によると、本市では、今後も人口の減少が続き、2060年（令和42年）には、2015年（平成27年）の41.8%まで減少すると予測されており、社会経済状況の変化に伴い労働人口の都市部への流出が続いています。中山間地域においては、高齢化に伴う人口構造の変化が地域活力の低下として顕在化してきています。

特に男女ともに、進学や就職の年代である10歳代から20歳代前半で転出超過が顕著となっています。その後も大幅な転入増加がみられないことから一度市外に転出するとUターンしない傾向がうかがえます。当市では平成29年に市役所内に「八女市移住・定住支援センター」を開設し、移住・定住にかかる相談体制の充実を図るとともに、空き家バンク制度の実施による移住・定住の促進に努めてきましたが、さらなる社会減への対策が必要です。

イ 地域間交流

本市が持続的に発展し活性化するためには、市外の多くの人々に地域の魅力や強みを知っていただくことで関係人口を増やしていく必要があります。

インターネットやSNS等の普及による地域や国を超えた情報社会の急激な進展により、国内外を含めた地域間交流がますます盛んになることが期待されます。「ひと・もの・情報」の交流は、産業や文化など様々な面での地域の活性化につながることから、本市の魅力を発信し、様々な交流を推進することで市政の発展に繋いでいくことが大切です。

また、交通網や情報通信網の発達・普及によって、住民の活動範囲は行政区域を越えて更に広域化しています。一方で、人口減少や少子高齢化及び自然災害といった各市町の共通の課題がますます顕在化していく中で、近隣市町と行政サービスを広域化することで効率的・効果的な行政運営が求められています。

併せて、市町村合併により広大な面積となった本市では、定住自立圏構想を単一自治体で取り組み、定住自立圏共生ビジョンに基づいた事業を展開しています。今後は、市内の各地が特性を活かし協調・協力して、市内全体を暮らしやすく自立した地域にしていく必要があります。

ウ 人材育成

地域行政の基礎単位組織である行政区について、都市部では連帯意識の希薄化により地域の活動力が低下し、山間部では少子高齢化と過疎化により担い手が不足し、組織運営上の課題となっており、それに伴い地域コミュニティの存続が困難になるとの懸念もあります。

(2) その対策

ア 移住・定住

本市への転入及び定住を促進するために、若年世帯に対して賃貸住宅の家賃や引越し費用の支援や、市内にマイホームを取得する世帯や住宅改修等への支援を行います。

また、定住や二地域居住などで空き家の利用を希望する人に情報提供を行い、市内に存在する空き家の有効利用による定住の促進を図ります。

併せて、市外からの移住の相談への対応により移住を促進します。

イ 地域間交流

市の魅力を組織的かつ戦略的に発信し、イベントや相談会の開催、Web サイトやSNS を通した情報発信といった様々な手法により、移住定住促進、観光客誘客や企業誘致、地場製品の販売促進、ふるさと納税の推進等、市の認知度向上につなげていくほか、交流のある自治体を拠点として、災害支援・観光・文化・産業など多方面での交流を実施し、八女市の魅力を発信します。

また、更なる広域行政の効率的な運営に向けて、関係市町と連携を図り調査・研究に取り組み、定住自立圏の確立のための事業を推進し、暮らしやすく自立した地域づくりを目指します。

さらに、地域活力の低下を防ぐため、誰もが参加しつながることができるコミュニケーションツール（地域通貨等）を通して、地域内の人や地域と、地域外からの多様な人材の関わりを促進し、八女市への新しい人の流れをつくり出します。

ウ 人材育成

まちづくりの基礎となる地域コミュニティづくりと地域活性化を図るため、地域おこし協力隊制度を活用し地域人材の育成を強化します。

(目標)

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和7年
若年世帯の移住・定住世帯数(累計)	世帯	242	660
空き家バンク成約件数(累計)	件	65	90

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流 の促進、人 材育成	(2) 地域間交流	地域活性化推進プラットフォーム事業	市	
	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住	地域おこし協力隊事業	市	
		空き家利活用事業（空き家改修補助等）	市	
		マイホーム（新築中古）取得支援事業	市	
		移住定住支援センター事業	市	
		結婚新生活支援事業	市	
		若年世帯の家賃支援補助事業	市	
		住宅耐震改修補助事業	市	
		まちなみ家賃補助事業	市	
		まちなみ八女産材活用補助事業	市	
		地域しごとづくり支援事業	市	
		ふるさと絆便事業	市	
	その他	結婚サポート事業	市	

3 産業の振興

(1) 現況と問題点

ア 農業

本市は農業が基幹産業ですが、販売農家数は年々減少傾向で推移し、農業者や農村人口の著しい高齢化・減少という事態に直面しており、後継者不足は深刻な問題となっています。このため、認定農業者、認定新規就農者、農業法人、集落営農組織など、多様な担い手に対する農地の有効利用、生産施設及び高性能機械の導入による生産基盤の確立とコスト低減を図るなど各種支援策を継続して取り組んでいく必要があります。

また、八女茶や電照菊・いちごをはじめ全国のトップブランドを数多く生産しています。一方で生産量が減少傾向にある中、産地を維持・発展させることが必要不可欠であるため、更なる八女農産物のブランド力の強化に向けて取り組む必要があります。

イ 林業

現在山林の多くが伐採期を迎えていますが、高齢化に伴う林業従事者の減少や木材価格の低迷等により、林業経営が厳しい状況にあることから、更なる林業経営基盤の確立により、担い手の育成と従事者の確保を図ることで、森林整備を促進していく必要があります。

また、森林等の整備による資源の利活用を促進するため、木材・竹材の6次産業化等による製品化を目指しており、今後も広大な森林を活用した産業の確立に向けて付加価値の高い木材生産や製品製造を進めていく必要があります。

今後も、林道の整備等による生産効率の向上や、林産業の基盤整備の強化による森林の保全・再生と併せ、公共建築物や住宅などへの八女産材の需要拡大のほか、有害鳥獣等の捕獲等による農林作物の被害防止対策を推進していく必要があります。

ウ 水産業

近年、地球規模の気候変動に加え、経済・社会状況の変化による河川環境への影響が懸念されています。また、特定外来生物（外来魚）やカワウによる食害の発生など、水生生物の生息環境が悪化しており、保護・増殖が必要です。

本市では、市所有のアユ等中間育成施設において福岡県内水面漁業協同組合連合会がアユの中間育成から大型の養生までを行っています。また、矢部川漁業協同組合と犬山漁業協同組合は、毎年、多種の魚類を河川等へ放流するなど水産資源の保護・増殖に取り組んでおります。今後も県や内水面漁業団体等の関係団体と連携し、特定外来生物（外来魚）やカワウの防除を行い、地域の河川環境に合った稚魚の選定や放流等の研究を行うとともに、貴重な資源である水生生物の生息環境の改善・再生に取り組む必要があります。

エ 工業

本市では、これまで4つの工業団地や未利用公有地などを活用した企業誘致を展開してきており、現在、食品加工業や機械器具製造業を中心に多くの企業が立地しています。新たな雇用の確保には企業の更なる誘致を進める必要があります。

また、地元企業の雇用の維持・拡大を支援するとともに、新規雇用推進のため、新しい生活様式等に対応した形で求職者とのマッチングや、誰もが安心して働ける環境づくりのため、企業の職場環境や労働条件の改善・向上を推進する必要があります。

併せて、伝統工芸産業に携わる職人の高齢化や減少が進み、後継者の育成や技術継承は喫緊の課題となっています。

現在、伝統工芸は八女を特色づける重要な産業と位置づけ、支援を継続しており、引き続き、技術継承や後継者育成の支援、伝統工芸技術を活用した商品

開発支援やPR活動に取り組む必要があります。

オ 商業

人口減少による購買力の低下、インターネット普及による購買活動の多様化、市外や郊外大型店舗への消費流出等により、市内事業者を取り巻く経済環境は厳しさを増しています。また、団塊の世代といわれる年齢層の経営者や労働者の大量退職も予想され、事業をどのように継続していくか等の課題を抱えています。加えて、近年は台風や大雨が相次ぐとともに新型コロナウイルス感染症が発生する等、非常事態に備えた事業活動のあり方が問われています。

産業の成長は活気あるまちづくりに直結していることから、商業地域を中心に雇用の確保と新たな仕事づくりを進め、経済の活性化を図ることが必要です。特に、中山間地域では人口減少が加速し経済規模の縮小が懸念されることから、暮らしを支える商業圏域をいかに維持し、活性化させるかが重要です。

このため、新規創業や新事業展開に対する支援や、新規創業希望者に対する支援体制の整備と充実を図ってきました。また、市内の商店街等の消費喚起を行うため、プレミアム付き商品券の発行や中心部に賑わいと呼び込むイベント等への支援を行っています。さらに、市内の事業者が災害のリスクを認識し災害発生後速やかな復興が行えるよう、八女商工会議所・八女市商工会と共同で支援体制の構築に着手しています。

カ 観光業

市全体での観光消費額は年々増加傾向にありますが、更なる全体の底上げや、地域間格差の解消が必要です。このため、市域全体に点在する観光地や観光施設を有機的に連携させ、滞在型（宿泊）及び対流型（ツーリズム）の観光コンテンツを創出し、滞流型観光を促進することで市内全域に波及させ経済効果を高めていく必要があります。

また、賑わいを創出し、経済効果を上げるためには、年間を通じて観光客が訪れたくなる体験メニューや食のコンテンツ開発やマーケティング力の強化が必要です。特に若い世代、外国人をターゲットとする商品の充実が求められており、市民や事業者の受け入れ機運の醸成、交通・施設等サインの整備、キャッシュレスシステムの導入など、今後増加が見込める訪日外国人の受け入れ対応ならびに新型コロナウイルス感染症対策等の整備が必要です。

併せて、観光施設については八女市をPRする重要な役割をもち、適切な受入体制の維持や変化するニーズに応えるため、老朽化等に対する修繕、改修が必要となっています。

(2) その対策

下記対策については、産業振興において周辺市町村との連携に努めます。

ア 農業

認定農業者、新規就農者、農地所有適格法人等、意欲ある担い手の育成・確保に向けて、諸施策を活用し農業経営の安定及び多角化等の支援に取り組みます。また、女性農業者の経営参画の促進、集落営農組織等の活性化を図ることで多様な担い手の確保に努め、農業・農村の持続的発展を目指します。

農地、農道、かんがい施設等農業基盤の整備、農地の高度利用や農作業の受委託、先進技術を導入した生産施設や高性能機械の導入等により、効率的な生産基盤をつくとともに、省力化や高品質生産等を可能にするICTやAI技術等を用いたスマート農業の研究を支援します。

担い手への農地集積・集約化を進め、優良農地を担い手へ集積するとともに、荒廃農地の発生防止に努め、中山間地農業の振興により農地の持つ水源涵養などの多面的機能の維持活用に努めます。

イ 林業

担い手の育成と従事者の確保については、国・県の人材育成・担い手対策事業の取組を積極的に活用するとともに、森林環境譲与税を有効的に活用した林業従事者の育成・確保を促進するほか、林業経営の基盤強化による自立・自営的な経営を行う自伐型林業等の育成・強化に向けた取り組みを促進します。

また、効率的な森林施業を進めるために、施業の集約化や林業機械等の活用・導入の促進、及び森林の整備・保全に必要な林道の開設・維持管理に努めます。

併せて、木材安定供給体制の確立と木材の需要拡大、及び八女材利活用促進等の事業推進により、八女産材の公共施設・公共工事等への更なる利活用及び住宅への資材活用の促進と支援を行うとともに、付加価値の高い木材生産体制の確立を図ります。

さらに、未利用間伐材、竹材等の利活用を促進するため、木質バイオマス利用や竹炭等の製造、並びに新製品の開発など森林資源を有効に活用する取り組みのほか、有害鳥獣の捕獲対策や侵入防止対策を進めるため、猟友会及び地域との連携のもと被害防止対策事業の強化に取り組みます。

ウ 水産業

内水面漁業の振興には多面的な要素があり、地域の活性化につながるアユ釣りや川魚の養殖・料理提供を主体とする観光産業・商業としての側面と、河川環境の浄化や自然環境の保全、更には憩いの場の提供といった側面を担っており、それぞれにおける施策の相乗効果による内水面漁業の振興を促進します。

矢部川水系における内水面漁業の持続的かつ健全な発展に資するよう、水産

資源の安定確保を図るため、漁業協同組合が実施するアユ、ヤマメなどの放流事業を支援します。

エ 工業

地域の雇用につなげるため、九州自動車道八女インターチェンジに近接する前古賀地区工業団地の整備を促進するほか、公的遊休地への誘致やサテライトオフィスの誘致を進めるため、様々な媒体を活用して周知するとともに、民有地についても必要な支援やマッチング事業を実施します。

また、伝統工芸を次世代への継承するために、事業継承に取り組む事業者や、伝統工芸に新たに就業する若者等への支援を行います。

併せて、伝統工芸等の技術を活かした売れるものづくりのため、各伝統工芸組合と連携を図り、技術の融合等による商品開発等の支援や情報の発信を強化し、認知度の向上と需要の拡大を図ります。

オ 商業

八女商工会議所や八女市商工会と連携し、先端設備やITツールの導入等による生産性の向上を目指す計画策定、及び事業継続力や事業継承のための支援取組を支援します。

また、新たな分野・事業での取組を始める既存事業者に対し、市の融資制度など各種制度を活用して新事業展開を支援するほか、新規創業者に対して、財政的支援や経営ノウハウ習得支援をはじめ、八女商工会議所や八女市商工会と連携して創業を支援します。

さらに、商店街に活気を取り戻すため、新しい事業の創出・出店やイベント等への支援や、プレミアム付き商品券の発行等により、地域経済の消費喚起・買い物環境の維持など地域企業の持続的活性化を進めます。

カ 観光業

八女の資源である人々が受け継いできた「自然、景観、歴史」、人の手でつくり上げてきた「農、文化、匠の技、コミュニティ」と八女の暮らしである「生産されるモノの豊かさ、ゆっくりと流れる自然時間」を観光コンテンツとして造成していくことで新たな体験プログラムや観光商品の開発を図ります。さらに、人気の高い着地型体験プログラムでは、新規事業者や新たな市民の参画を図ります。

また、国内外に向けた情報の発信による新たな観光客の流入を図るため、オフィシャルサイトやSNSを利用した情報発信と併せ、デジタル技術を活用した予約システム、決済システムの導入を推進します。福岡都市圏に向けては、アンテナショップ「八女本舗」を観光PR拠点とし観光情報の発信を充実させます。

併せて、市内に点在する観光施設の改修、整備並びに今後の観光施設の活用

方法等を検討していきます。

(目標)

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和7年
認定農業者数	経営体	744	750
新規就農者数	件/年	18	25
林業の新規就業者数	人/年	13	15
新たに誘致する企業による新規雇用者数(累計)	人	-	100
開発旅行商品への参加観光客数	人/年	923	1,200

(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農業基盤整備事業	生産者・生産 団体・改良区	
		市営土地改良事業	市	
		県営土地改良事業	県	
	林業	八女の森とまちによる循環型のまちづくり事業	市	
	水産業	水産業振興事業	市	
	(4) 地場産業の振興 加工施設	地場産業施設設備等整備事業	市	
	(8) 情報通信産業	過疎地域遊休施設再整備事業	市	
	(9) 観光又はレク リエーション	観光施設等整備事業	市	
		公園整備事業	市	
	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 第1次産業	中山間地域等直接支払制度事業	集落協定	
		多面的機能支払交付金事業	活動組織	
		中山間地域農業振興対策事業	集落営農組織	
		担い手育成総合支援事業	協議会	
		農業振興事業	市・生産団体	
		活力ある高収益型園芸産地育成事業	生産団体等	
		伝統本玉露振興対策事業	生産団体	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 第1次産業	農業後継者研修事業	生産団体	
		水産振興事業	漁協	
		林業労働力強化事業	第三セク	
		有害鳥獣対策事業	任意団体等	
		森林の担い手対策事業	任意団体等	
		八女材普及促進住宅資材助成事業	市	
		造林事業	森林組合	
		竹林保全整備促進事業	任意団体等	
		木材生産促進事業	森林組合等	
		森林・山村多面的機能発揮地域力支援対策事業	地域協議会	
	商工業・6次産業化	新産業創出支援事業	市	
		中山間地域特産品開発事業	市	
		中小企業・小規模事業者振興事業	市	
		プレミアム付き商品券助成事業	商工会議所 ・商工会	
		伝統的工芸品産業育成事業	事務組合	
		県指定特産品育成事業	組合等	
		八女伝統工芸等振興事業	組合等	
		商店街活性化対策事業	団体	
	情報通信産業 観光	先端技術活用事業	市	
		観光推進事業	市・実行委 員会	

(4) 産業振興促進事項

(i) 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
過疎地域全域	特例の対象となる全 ての業種	令和3年4月1日～ 令和8年3月31日	

- (ii) 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容
上記対策及び事業計画のとおり。

(5) 公共施設等総合管理計画等との整合

観光関連施設の修繕は速やかに行い、機能性等の確保に努めるほか、予防保全型管理の観点から計画的に長寿命化を図ります。老朽化した観光施設については、利用状況等総合的に判断して、単独更新以外の統合や複合化又は廃止を検討します。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全てこの方針に適合するものです。

4 地域における情報化

(1) 現況と問題点

ア 情報化

本市では、地域情報通信基盤整備交付金を活用した光ファイバー網の整備を行い、現在は市全域で利用可能となりましたが、I C T（情報通信技術）が飛躍的に発達する中で、I C Tの活用により、市民サービスの向上や業務の効率化を図っていくことに加え、情報セキュリティの確保、情報教育、情報格差への対応などが求められます。

今後も、更なる情報通信基盤の整備・普及に努めるとともに、生活の質の向上につながるA I（人工知能）やI C Tなど、新たな先端技術をあらゆる産業や社会生活に取り入れ、経済発展と社会的課題の解決を両立していく新たな社会であるSociety5.0の実現を目指す必要があります。

また、平成24（2012）年7月九州北部豪雨や令和2（2020）年7月豪雨など大規模な災害が多発している中、市民の生命・身体・財産の保護や、被災を最小限に抑えた社会の機能維持、被災後の迅速な復旧復興が求められています。災害時の効果的な情報伝達や平常時の防災意識の啓発、並びに災害から自らを守る「自助」につなげるため防災ラジオを全戸配付しています。引き続き、確実な防災情報等を発信していくためにも、多様化する利用者のニーズに合わせた、更なる情報伝達のしくみづくりも大切です。

(2) その対策

ア 情報化

市内の情報通信基盤の格差解消を図るために、市で整備した光ファイバー網を活用し、インターネット新規加入の促進と安定した加入の維持・継続を図ります。

また、行政サービスのオンライン化に加え、福祉、防災・防犯及び地域産業等における多様な地域課題を、スマートデバイス、IoT機器及びマイナンバーカ

ードを駆使した先進性の高い取組によって解決するとともに、市民に対して情報技術を活用する能力を取得するための機会を提供します。

さらに、市民へ防災情報や緊急放送を迅速に伝達するため、機器の更新や受信施設の計画的な整備を図るほか、平常時からFM放送を利用した防災情報の提供を行い、市民への啓発を推進します。また、市のホームページやスマホアプリ、dボタン広報誌など、様々な媒体の活用も積極的に行いながら、幅広い世代への訴求を図ります。

(目標)

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和7年
市が整備したインターネットへの新規加入世帯数(累計)	世帯	3,021	3,500

(3) 事業計画(令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における情報化	(1) 電気通信施設等 情報化のための施設 ブロードバンド施設 その他	地域情報通信基盤整備推進事業	市	
		コミュニティFM放送基盤整備事業	FM八女	
	(2) 過疎地域持続的発展特別事業 その他 情報化	コミュニティFM放送事業	FM八女	
		防災行政情報通信ネットワーク整備事業	県	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

地域情報通信基盤整備光ファイバーについては、八女市地域情報化推進事業基本計画に基づき、都市部との地域間情報格差是正・解消を図ります。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全てこの方針に適合するものです。

5 交通施設の整備、交通手段の確保

(1) 現況と問題点

ア 道路交通

本市では、広域的な交通需要が増加傾向にあることから、慢性的な交通渋滞を解消し、都市の安全及び快適かつ円滑な道路空間を形成するためにも、国道3号と国道442号を主要幹線道路と位置付け、車道や歩道の拡幅・改良やバリアフリー化などの機能強化を計画的に促進することに加えて、快適で利便性の

高い生活を送る上で、生活や経済に密着した補助幹線道路、生活道路、農林道の維持・管理や改良・整備の推進が必要です。

また、八女インターチェンジを市と都市圏を直接結ぶ公共交通の玄関口ととらえ、パークアンドライド駐車場と高速バスの利便性向上など、市内と広域間を結ぶ交通ネットワークの充実が必要です。

併せて、公共交通機関やデマンド交通（八女市予約型乗合タクシー「ふる里タクシー」）の利用が困難な移動制約者においては、心身の状況に応じて、福祉事業等の移動支援策も選択・活用できるような支援が必要です。

（２）その対策

ア 道路交通

農林業や観光業などの産業振興や生活環境改善など過疎対策を進める上で、市街地と周辺地域を結ぶ交通ネットワークの整備は最重要課題であり国道３号、国道３号バイパス（広川～八女）、国道４４２号（湯辺田～大籠）、国道４４２号バイパス、主要地方道八女香春線、一般県道唐尾広川線等の幹線道路の事業推進を図ります。さらに、快適で利便性及び安全性の高い生活を送るため、市内及び広域間を結ぶ幹線道路、生活道路、農林道及び橋りょうを維持・整備します。

また、日常生活に必要不可欠な移動手段の確保するため、路線バスや一般タクシー、ふる里タクシーなどで公共交通体系を維持・確保し、市と都市圏を直接結ぶ公共交通については、パークアンドライド駐車場と高速バスの連携を高め、より利便性の高い交通体系を実現します。

併せて、公共交通の利用促進と併せ、市内在住の学生の通学に要する経済的負担を軽減するために、路線バスの通学定期購入にかかる費用の支援や、「茶のくに八女定期券」や「茶のくに八女回数券」の発行により、福岡市などの都市圏への通勤通学の利便性を向上させます。

（目標）

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和７年
市道の改良済み延長	km	848	861

（３）事業計画（令和３年度～令和７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	岡山 71 号線	市	
		宮ノ原東西線	市	
		荷稻五丁野線	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	祈祷院忠見線	市	
		蒲原南北線	市	
		平田牟田線	市	
		吉田岩崎蒲原線	市	
		矢部線	市	
		岩崎吉田南北線	市	
		酒井田宮野線	市	
		高塚馬場線	市	
		上町・遠久谷線	市	
		城ノ下・吉原線	市	
		下辺春・白木線	市	
		本分・下中原線	市	
		渡内・花平線	市	
		平瀬 1 号線	市	
		小中原・半下線	市	
		大ノ原線	市	
		南犬山・上中原線	市	
		不動館・角石線	市	
		中崎後川内線	市	
		旧役場前線	市	
		上横山東西線	市	
		藤木・木浦線	市	
		尾久保線	市	
		下横山線	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	仁田野・八重谷線	市	
		椎葉線	市	
		金山 1 号線	市	
		開線	市	
		三倉線	市	
		落合別当線	市	
		宮ノ尾御側線	市	
		臼の払線	市	
		本星野・底払線	市	
		棕谷・村上線	市	
		板屋・ミヤシノ線	市	
		吉田本線	市	
		吉田本線（交差点）	市	
		上妻 11 号線	市	
		平塚前古賀線	市	
		三河 26 号線	市	
		宮野本町線	市	
		川崎 93 号線	市	
		大久保 1 号線 他 2 線	市	
		高川原・六原線	市	
		三ノ瀬・牛石線	市	
		福島 50 号線	市	
		長峰 19 号線	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	忠見 79 号線	市	
		城ノ谷・西原線	市	
		椿原・高峰線	市	
		剣ヶ渕・長城線	市	
		後野線	市	
		石割岳線	市	
		納又中田代線	市	
		長峰 9 号線	市	
		新庄宮島線	市	
		岡山 22 号線	市	
		町川原 2 号線	市	
		奥仁合・三ツ谷線	市	
		福島 8 号線	市	
		八幡 145 号線	市	
		花巡・平野線	市	
		上松尾線	市	
		神露渕線	市	
		吹原・弓掛線	市	
		中黒木・警察前線	市	
		棕谷・合瀬耳納線線	市	
		古野向・小池線	市	
		中田線	市	
		山ノロ・ゾウメキ線	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	大ノ原・東松坂線	市	
		岡山 68 号線	市	
		荷稻川原線	市	
		八幡 56 号線	市	
		上妻 33 号線	市	
		高塚本町線	市	
		岡山 294 号線	市	
		中原 1 号線・2 号線	市	
		中町・山中・弓掛線	市	
		福島 147 号線	市	
		玉来・山ノ口線	市	
		堤防線	市	
		福島 149 号線	市	
		町川原・上川原線	市	
		辻浦迫本線	市	
		下鶴線	市	
		棕谷・東尾切の上線	市	
		陣ノ内・築山・堤線	市	
		本村東西岩崎線	市	
		岡山 223 号線	市	
		上妻 51・52 号線	市	
		長峰 137 号線	市	
		白岩・堀切線	市	
		林ノ内・築山線	市	
		堤・岩ノ根線	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(1) 市町村道 道路	石原・剣ヶ渕線	市	
		月足・平野線	市	
		大塚 1 号線	市	
		大梅・本田線	市	
		栗林・椿原線	市	
		本村岩崎南北線	市	
		岡山 208 号線	市	
		中学校線	市	
		北木屋・鰐八線	市	
		久恵 1 号線	市	
		立石 2 号線	市	
		花宗堤防線	市	
		小野・村上線	市	
		三河 46 号線	市	
		高川原・東中島線	市	
		上妻 35 号線	市	
		忠見 123 号線	市	
		岡山 106 号線	市	
		忠見四号線	市	
		女郎岳・山中線	市	
	橋りょう	橋梁補修事業	市	
		橋梁点検事業	市	
	その他	トンネル・シェッド点検事業	市	
		トンネル・シェッド修繕事業	市	
	(2) 農道	農道整備事業	市	

4 交通施設の整備、交通手段の確保	(3) 林道	林道仁田坂～国武線	県・市	
		木浦線	市	
		千々谷～滝の脇線	県・市	
		神窟～妙事線	市	
		飛～枳殻線	市	
		桑ノ平～牧線	市	
		剣持～蚪道線	県・市	
		月足支線	市	
		日出・樅鶴線	市	
		枳形線	市	
		室園～浦谷線	県・市	
		本谷線	市	
		山枳殻線	市	
		星野線	市	
		林道橋梁保全事業	市	
		林道改良事業（県費補助）	市	
		林道維持管理事業	市	
		治山関連整備事業	市	
	(9) 過疎地域持続的発展特別事業 公共交通 その他	地域公共交通網維持管理事業	市・協議会・バス事業者 タクシー事業者	
		高齢者運転免許証自主返納支援事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

八女市舗装長寿命化計画や八女市林道橋梁長寿命化修繕計画、八女市橋梁長寿命化修繕計画に基づき保全対策や維持補修を実施します。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全てこの方針に適合するものです。

6 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

ア 上水道、污水处理

安全な水の安定供給は、住民が健康で快適な生活を営むための重要な都市基盤となっています。本市ではこれまで、水圧不足箇所の解消のため、福岡県南広域水道企業団と共に立花系第二送水管の整備に取り組み、経営基盤の強化のために水道事業及び簡易水道事業の統合を行いました。

今後も、安全で安定した水道水の供給と、水道未普及地域への水道施設の整備を進めるとともに、予想される水需要の増加に対応できる水量確保や施設の維持管理、更新に必要なアセットマネジメント計画の策定を進め、持続可能な水道施設の維持、保全に努める必要があります。

なお、本市では、公共用水域の水質保全や生活環境の改善のため、公共下水道、農業集落排水処理施設及び合併処理浄化槽により生活排水処理を推進しています。今後も、公共下水道の計画的な整備や農業集落排水処理施設の適切な維持管理に努めるとともに、合併処理浄化槽については、下水道計画区域外及び農業集落排水区域外において汲み取り便槽や単独処理浄化槽からの早期転換を図るため、住民負担の軽減に努めるなど普及啓発に取り組む必要があります。

イ 環境

恵み豊かな自然環境の保全は、美しい景観をもたらすだけでなく、多様な生物の生息地として、水源の涵養や治水、防災機能など多面的な役割を果たしています。このため、これら貴重な財産を適切に維持管理し、荒廃を防ぐとともに緑とふれ合う環境づくりや公害の発生を未然に防ぐ取組が必要です。

また、地球環境や自然環境に負荷をかけない持続可能な社会をつくるため、リデュース、リユース、リサイクルを進め、ごみ減量と分別、食品ロス削減、リサイクル等の具体的な施策を推進し、資源循環型社会の形成に向けた取組が求められています。

さらに、ごみ処理施設や斎場等の環境施設の効率的な運営・整備を図る必要があります。

ウ 防災

地域住民が主体となる自主防災組織について、今後更に、それぞれの地域で災害に備えるしくみづくりや中核となる地域防災リーダーの育成が必要です。

また、地域防災を担い「共助」の要である消防団について、全国的に団員不足が懸念される中、本市では平成 27 (2015) 年に消防団を統合し、機能別分団・団員制度を取り入れ団員確保に努めています。しかし、人口減少などにより団員不足が生じているため、消防団員の確保に努めるとともに、限られた人数で

最大限の効果を発揮できるような、消防・救急体制の充実が必要です。

併せて、災害発生時における市民への被害を最小限にとどめ、避難者の負担を軽減するため、感染症対策等の衛生面への対応など適切な避難所の運営を図るとともに資機材の適宜更新が必要です。

さらに、浸水被害対策の取組が強く求められている中、森林・河川の持つ自然災害から地域を守る公益的な機能を発揮させ、自然災害の被害を最小限に抑えるため、災害に強い河川への改良や治山事業を進めていくとともに、国・県などの関係機関と連携しながら、危険箇所の把握や適正な改修等整備を進めていかなければなりません。

エ 住宅

本市では、老朽化が著しい市営住宅の改修や、雇用促進住宅の取得により、若者・子育て世帯や高齢者等の住宅の確保を図りました。今後は、耐用年数が過ぎ老朽化が著しい市営住宅について、計画的な建替え及び改善や撤去等を検討する必要があります。

なお、空き家については平成 27（2015）年 1 月に「八女市空き家等の適正管理に関する条例」を施行し、市、空き家等の所有者等、市民、自治組織及び市民活動団体等がそれぞれの果たす責務や役割を明確にして、相互に協力して空き家問題に取り組むことを定めました。今後、適切な管理が行われないまま長期間放置され、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしている危険性の高い空き家については早急な対策の実施が求められています。

（２）その対策

ア 上水道、汚水処理

安全な水を安定供給するため、今後も必要な水量の確保を行い、水道施設の整備及び維持管理に努め、今後の水需要に必要な水量に対して、水道用水を確保している福岡県南広域水道企業団及びその構成団体と協議、連携し、安定した給水体制を図ります。さらに、適正な水質検査による水道水の安全確保や、災害時に対応するため、水道施設の耐震化や応急復旧資材、応急給水機器等の充実を図ります。

また、給水地区内の未接続者については広報掲載、水道拡張地区の対象者については説明会の開催などにより水道水の安全性を周知し、加入促進を図ります。

一方で、汚水処理については、下水道の計画的な整備を進めていくとともに、水洗便所等の改造工事にかかる支援による負担軽減制度の周知や個別訪問等を行い、早期接続を促進します。さらに農業集落排水施設等の汚水処理施設の適正な維持管理を行い、予防保全に努めます。

併せて、合併浄化槽設置にかかる支援の拡充により住民負担の軽減を図ると

ともに、浄化槽関連業者等と連携し支援制度の周知を積極的に行うなど、合併処理浄化槽への早期転換を促進します。

イ 環境

市民・事業者・行政が一体となり市の財産であるきれいな森林・河川等を守っていくよう、不法投棄に対する監視体制の強化や公害防止対策の推進に加え、様々な環境保全活動と啓発を実施します。

また、ごみ減量・リサイクルを推進するため、ごみの適正処理に努め、ごみの分別収集の徹底、生ごみ処理器の普及、食品ロス削減等の啓発活動を進め、資源ごみの集団回収を行う団体を支援します。

さらに、効率的なごみ・し尿処理の施設環境と収集・運搬体制を整備するとともに、斎場の効率的運営を図ります。

ウ 防災

自主防災組織の育成整備のため、自主防災組織の活動等に対し支援を行います。また、地区居住者等の意向を反映したボトムアップ型の計画が作成されるよう、自主防災組織による地区防災計画の作成を促します。併せて、地域における災害時及び平常時の啓発活動に指導的役割を果たす防災士の育成を図ります。

また、消防団員の加入促進と併せて、機能別分団・団員制度等の拡大など消防組織全体の体制の強化及び知識と技術の向上を図り、常備消防との連携に努めるとともに、消防車両、資機材及び水利については、災害時にその機能が十分に発揮できるよう、計画的に整備や更新を行っていきます。

災害発生時における本部機能や避難所として機能する防災拠点として、新庁舎の整備を行い、防災拠点としての機能強化を図ります。さらに、避難者の健康を守ることを第一に考え、資機材などの適切な管理や更新を図るほか、各関係機関との災害協定や近隣自治体との連携を推進していきます。

さらに、集中豪雨による水害を最小限に抑える環境をつくるため、治山・治水、河川維持・改良事業等のほか、集中豪雨による浸水被害の軽減策として浚渫等の適切な河川維持管理やハード事業による浸水対策事業や、土砂災害危険区域の対策事業を推進します。

エ 住宅

高齢者や障がい者、子育て世帯及び住宅に困窮する低所得者等のニーズに対応した市営住宅の整備を図ります。併せて、既存の市営住宅についても、個別改善、全面的改善を実施し、耐用年数が過ぎ老朽化した市営住宅については解体を行い、入居者が安全で安心して入居できる住宅を提供します。

また、空き家等の発生の大きな要因の一つは相続問題であることから、所有

者等が存命中の段階から、将来の相続に備えた事前の準備を促すことで、空き家等の発生を未然に防ぐ予防策を進めます。

さらに、空き家の所有者に向け、必要な情報を提供することで、適切な管理を促し、空き家等が放置され管理不全な状態になることを防止し、空き家の所有者と利用希望者をマッチングする「八女市空き家バンク」や「福岡県空き家活用サポートセンター」と連携し空き家の利活用を促進するほか、老朽危険家屋等の除却に対応するため、除却工事を行う者に対して費用の支援を行います。

(目標)

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和7年
給水普及率	%	80.2	82
地区防災計画の作成件数(累計)	件	0	30
建替えた市営住宅数(累計)	団地	0	1

(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(1) 水道施設 上水道	公共工事に伴う上水道配水管移設事業	市	
		上水道配水管布設整備事業	市	
		水道未普及地域整備事業	市	
		水道施設等耐震化事業	市	
		統合後の旧簡易水道施設整備事業	市	
		簡易給水施設整備事業	市	
	(2) 下水処理施設 公共下水道	矢部川流域関連公共下水道事業	市	
		矢部川流域下水道事業	県	
	農業集落排水施設	農業集落排水事業	市	
		浄化槽整備事業	市	
	(3) 廃棄物処理施設 ごみ処理施設	ごみ処理施設等維持整備事業	市	
		廃棄物処理施設整備改良事業	一部事務 組合	
		し尿処理施設	市・一部 事務組合	
	し尿処理施設	し尿処理施設整備事業	市・一部 事務組合	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境の整備	(4) 火葬場	火葬施設整備事業	市・一部 事務組合	
	(5) 消防施設	地域消防施設整備事業	市	
		地域消防車両整備事業	市	
		常備消防車両整備事業	消防組合	
		消火栓設置事業	市	
		庁舎消防サイレン改修事業	市	
	(6) 公営住宅	公営住宅整備事業	市	
	(7) 過疎地域持続的発展特別事業 生活 危険施設撤去	住宅改修補助事業	市	
		老朽危険家屋等除去促進事業	市	
		八女市ブロック塀等撤去事業	市	
	防災・防犯	消防団員安全装備配備事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

広域対応施設については、計画的に長寿命化を実施しますが、老朽化が著しい施設については、統廃合の計画を含めて検討を行います。

上下水道施設については、今後策定予定の水道ビジョンや下水道ストックマネジメント計画に基づき更新費用の平準化及び適正な維持管理計画に取り組みます。

老朽化に伴う大規模改修によっても維持が困難な市営住宅については、段階的に統合又は廃止をします。更新または廃止を行わない市営住宅については、長寿命化を図るため、計画的な維持修繕に取り組めます。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全てこの方針に適合するものです。

7 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1) 現況と問題点

ア 児童福祉等

本市では、次代の社会を担う子ども一人一人の育ちを社会全体で応援するため、子育てにかかる経済的負担の軽減や安心して子育てができる環境整備のための施策など、総合的な子ども・子育て支援を推進しています。また、子ども

の将来がその生まれ育った環境によって左右されることのないよう、児童の権利に関する条約の精神に則った、子どもの貧困対策を推進しています。

このため、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業の充実、特に配慮を必要とする子どもと家庭への支援など、総合的かつ包括的な子育て支援の充実を図っています。

また、子育て世代の雇用環境は、若年層の非正規雇用の増加や働き方の多様化、子育て世帯の長時間労働など厳しい状態にあり、核家族化の進行や地域のつながりの希薄化による子育て世帯の孤立も懸念されています。したがって、子育て支援においては子どもや子育て家庭に寄り添ったサービスの充実とともに、子育てに伴う経済的負担の軽減も求められています。

さらに、出生率低下の原因として、未婚化の進展が主な理由として指摘されていることから、結婚の希望を持つ若者が人生のパートナーに出会える場や機会を創出することで生涯未婚率上昇の抑制を図る必要があります。

イ 高齢者福祉

本市では、令和 7（2025）年に「団塊の世代」すべてが 75 歳以上となり、令和 22（2040）年には「団塊ジュニア世代」が 65 歳以上となるなど、人口の高齢化が更に進行し、介護が必要となるリスクの高い 85 歳以上の高齢者の増加が予想されています。

また、これまで、高齢者が可能な限り住み慣れた地域で自立して日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい、生活支援を包括的に確保する「地域包括ケアシステム」を推進してきました。地域包括ケアシステムは、地域共生社会の実現に向けた基盤となることから、今後も一層取組を推進していく必要があります。

併せて、国の方針やこれまでの取組みを踏まえ、令和 7（2025）年、令和 22（2040）年を見据えた中長期視点をもち、介護保険の安定した運営と地域共生社会の実現の一端を担う地域包括ケアシステムの更なる深化・推進を図ることを目指し、介護保険制度の持続可能な運用を図る必要があります。

ウ 障がい者福祉

平成 30（2018）年 4 月に施行された改正障害者雇用促進法により障がい者を雇用する動きが活発になっており、福祉的な就労の場として就労継続支援事業所に対するニーズは高い状況にあります。今後は、一般就労に向け就労定着支援事業所等と連携し、効果的な就労支援に取り組むことが必要です。

また、障がい者虐待を防止するため、障害者虐待防止法の正しい理解を促す周知・啓発と適切なケアができる相談支援体制の構築を図り、福祉サービス事業所等への理解促進に取り組む必要があります。

さらに、地域の障がい児やその家族からの相談に適切に対応するとともに、

障がい児を対象とした各施設に対しての援助や助言を円滑に行えるよう児童発達支援センター、医療機関、通所支援事業所等の連携体制の構築が必要です。

障がい者の地域とのふれあいの場として、日中活動の場となる事業所を通じて日常的な交流が行われていますが、地域交流への参加をより促進するためには参加できる地域イベント等の効果的な情報発信が必要です。

エ 地域福祉

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の増加、若年世代の流出や核家族化により、地域における人と人とのつながりが希薄化し、地域や家庭の支え合う力が弱まるなど、地域コミュニティのあり方が大きく変化しています。

こうした状況を踏まえ、地域で共に暮らす人々が、性別や年齢、障がいの有無に関係なく、共に支え合い、助け合いながら、住み慣れた地域で安心して暮らしていけるような地域社会をみんなで築いていくことを地域福祉の理念に掲げ、地域共生社会の実現を目指しています。

今後、高齢世帯などを中心に、買い物やゴミ出し、外出等の日常生活における支援ニーズが高まるとともに、更に複合・複雑化が予想される地域課題に対応するため、地域住民を主体とした重層的な自助・互助・共助・公助による支え合いのしくみづくりに取り組む必要があります。

(2) その対策

ア 児童福祉等

教育・保育施設、学童保育所、子育て支援施設、母子生活支援施設の整備を進め、子育て世帯の保育ニーズを把握し、各種子育て支援サービスの充実のほか、母子保健対策の充実や乳幼児健診、相談支援などにより、安心して妊娠・出産・子育てができる支援体制の充実を図ります。

また、子育てを行う親や家族が安心していきいきと子育てができ、不安感や悩みを解消できるよう子育て支援を充実させるとともに、子どもたちが気軽に集い、遊ぶことができる居場所や地域の大人たちと気軽に交流できる環境づくり及び地域活動を促進し、子育て支援ネットワークの育成を推進します。

併せて、幼児教育・保育の無償化の適切な実施とともに、地域子ども・子育て支援事業の利用拡大や利用しやすい利用料設定、子どもやひとり親家庭への医療費や学校等に入学または通学する費用助成等により、保護者の負担を軽減します。

家族形成の支援として、出会いから結婚までのサポートとして、筑後市、広川町と共同で運営する八女・筑後結婚サポートセンターのメニューの充実や、結婚を後押しする気運の醸成や促進を図る事業を実施する団体等への支援を行います。

イ 高齢者福祉

地域性に応じた地域包括ケアシステムを推進するため、地域包括支援センターを生活圏域ごとに設置し、総合相談支援業務、権利擁護業務、包括的・継続的ケアマネジメント支援業務、介護予防マネジメント業務に取り組むほか、地域ケア会議を設置し、日常生活圏域それぞれの地域性に応じた地域包括ケアシステムの構築を推進します。さらに、地域包括支援センターと連携しながら、地域資源開発、関係者とのネットワーク構築、地域の支援ニーズとサービス提供主体のマッチングに取り組む生活支援コーディネーターの活動を推進し、地域における生活支援・介護予防サービスの提供体制の整備を図ります。

また、在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援体制を構築するとともに、地域包括支援センターとの連携や成年後見制度の利用促進を図ります。このほか、日常生活圏域ごとの介護サービス基盤の整備として、山間地域でサービス事業所の少ない東部エリアへの施設整備を誘導します。

併せて、九州大学と協働で、医療・介護・福祉分野における研究事業に取り組み、その分析結果を参考にしながら効果的な介護予防事業に取り組めます。

生活支援コーディネーターと連携し、介護予防を継続的・自主的に取り組める場として「通いの場」の設置を推進するとともに、運営支援に取り組めます。

さらに、認知症高齢者にやさしい地域づくりを目指し、認知症地域支援推進員を配置し、発症しても尊厳と希望を持って認知症とともに生きることが出来る支援体制の構築に取り組むとともに、早期診断・早期対応に向けた「認知症初期集中支援チーム」による支援体制の構築や、認知症サポーター等を養成し、認知症高齢者にやさしい地域づくりに取り組めます。

ウ 障がい者福祉

障がい者にとって日中活動の場と生活の場が一人一人のニーズに合った場となるよう、計画的な相談支援体制を構築するとともに、生活困窮状態にある障がい者に対して、生活困窮者自立支援制度にある各支援策を活用し、効果的な支援に取り組めます。

また、福祉分野のネットワークだけではなく、医療機関との連携体制を構築し、ネットワークを更に充実させ八女市障がい者基幹相談支援センター（リーベル）の支援体制を強化します。

さらに、八女地区障害者地域生活支援拠点センター(すいれん)は、民生委員・児童委員をはじめとする地域の相談役、保健所など身近な相談機能を含めた新たなネットワークの構築に取り組めます。

エ 地域福祉

日頃から地域において信頼関係を築き、相談しやすい雰囲気づくりを心掛けるなど、住民にとって気軽に相談できる体制を強化するため、民生委員児童委

員連絡協議会の活動を支援し、民生委員・児童委員が活動しやすい環境をつくれます。

また、生活困窮者等の情報を共有し、支援の調整等を行う包括的相談支援体制の構築により適切な支援につなげていきます。さらに、高齢者などが住み慣れた地域で安心した暮らしを続けられるように、日常生活におけるごみ出しや買い物に対する支援体制づくりに取り組むほか、市民を身近で見守る福祉委員がすべての地域で活動できるよう、社会福祉協議会と連携して体制の充実を図ります。

併せて、福祉ボランティアの育成や市民参加の教室を開催するとともに、既存団体の情報交換とネットワークの構築を図ることで、地域で支え合う地域共生社会の形成を目指します。

(目標)

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和7年
子ども食堂の設置箇所数	箇所	4	8
住民主体の通いの場の設置数	カ所	22	30

(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健 及び福祉の 向上及び増 進	(1) 児童福祉施設 保育所	公立保育所整備事業	市	
		保育所等整備費補助事業	教育・ 保育施設	
	(3) 高齢者福祉施設 老人ホーム その他	特別養護老人ホーム整備事業	市	
		その他社会福祉施設整備事業	市	
	(6) 母子福祉施設	母子生活支援施設運営事業	市	
		母子生活支援施設措置事業	市	
		母子生活支援施設改修事業	市	
	(7) 市町村保健センター 及び子ども家庭センター	子育て世代包括支援センター事業 (利用者支援事業母子保健型)	市	
		産前・産後サポート事業	市	
		産後ケア事業	市	
		乳幼児健康診査事業(4か月・10か月)	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境 の確保、高齢 者等の保健 及び福祉の 向上及び増 進	(7)市町村保健センター 及びこども家庭センター	妊産婦訪問指導事業	市	
	(8)過疎地域持続 的発展特別事業 児童福祉	病児・病後児保育事業	市	
		子育て家庭経済支援事業	市	
		子どもを守る地域ネットワーク事業	市	
		放課後児童健全育成事業（学童保育）	市	
		障害児教育・保育事業（私立保育所等）	市	
		ファミリー・サポート・センター事業	市	
		地域子育て機能支援事業	市	
		一時預かり保育事業	市・ 事業者	
		地域子育て支援施設整備事業	市	
		放課後児童健全育成事業（施設整備）	市	
		こども食堂事業費補助事業	市	
		子どもの居場所づくり活動基盤整備事業	市	
		育児支援こどものごはん提供事業	市	
		母子寡婦福祉事業	市	
		地域生活支援拠点施設整備事業	市	
		高齢者地域支援事業	市	
		配食サービス事業	市	
		介護人材バンク事業	市	
		地域共生社会推進事業	社協	
		中核機関整備事業	市	
		その他社会福祉施設整備事業	市	
	健康づくり	医療費助成事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

子育て支援機能施設・福祉機能施設については、施設の長寿命化を図るため、計画的に維持修繕に取り組みます。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全てこの方針に適合するものです。

8 医療の確保

(1) 現況と問題点

本市の医療体制は、地域の中核的医療機関である公立八女総合病院をはじめとして、病院 8 箇所、一般診療所 48 箇所、歯科 37 箇所となっています。

市東部の山間地域においては、医療機関が少なく最寄りの医療機関までの距離が遠い地域もあり、受診機会を確保していくことが課題であり、ドクターヘリポートの整備、上辺春地区への辺春診療所の開設、矢部診療所や矢部歯科診療所の運営により、へき地の医療を強化してきました。

新型コロナウイルス感染症の拡大によって医療機関との連携がますます重要視されており、人口減少、高齢化が進む中、県、医師会等とも連携し、公立八女総合病院を中核とする地域医療圏の強化と、へき地における医療の充実など、今後も地域医療のあり方について引き続き検討していく必要があります。

(2) その対策

在宅当番医制、病院群輪番制における夜間・休日診療体制を継続できるよう医師会等関係機関と連携を図り支援します。

さらに、地域医療支援病院である公立八女総合病院を中核とする地域医療体制の充実を図るとともに、へき地における医療の維持確保を図ります。

(目標)

市民が安心できる持続可能な地域医療体制を確保する。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(1) 診療施設 診療所	診療所整備事業	市	
	(3) 過疎地域持続 的発展特別事業 自治体病院	へき地診療所運営事業	市	
		矢部歯科診療所運営事業	市	
		公立八女総合病院運営事業	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続 的発展特別事業 民間病院	地域医療体制整備事業	医師会	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

地域医療施設については、建物の劣化及び機能低下を防止しながら長寿命化に努めます。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全てこの方針に適合するものです。

9 教育の振興

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

本市では、児童生徒の教育環境の改善のための学校再編や、「連続した学び」を核とする小中一貫・連携教育の更なる推進、ICT環境の整備を行うとともに、自尊感情を育て、郷土愛を育む取組を行ってきました。さらに、福祉・医療・警察・地域など関係機関との連携や専門機関の活用により、各種の教育支援や、いじめ問題、不登校などに対する未然防止や早期解消に努めてきています。

引き続き、生きる力（確かな学力、豊かな心、健やかな体）を育む教育活動の更なる推進のため、児童生徒の減少に伴う適正な学校再編や、郷土愛を育む教育活動の推進とともに、教育のサポート機関の強化や、児童生徒の安全確保のために施設整備の充実に取り組んでいく必要があります。

イ 生涯学習

本市では、青少年団体と連携し様々な体験活動を実施し、子どもの生きる力と自主性・協調性・積極性の育成に努めてきました。また、市民の学習需要に対応するため、各地域の公民館を中心に各種講座の充実を図ってきました。

今後も、青少年から高齢者にいたるまで市民一人一人のニーズに即した学習環境を整備し、「知」「徳」「体」の調和のとれた人間形成と学習支援に取り組む必要があります。

市民を取り巻く環境がより多様化、複雑化し、人生100年時代といわれる長寿命化の中、市民一人一人がより豊かな人生を送るためには、市民が主体的に学び、かつ、その成果を活かすことが必要です。

なお、これまで公民館を中心に様々な学習機会の提供と情報発信を行ってきましたが、市民の関心も多様化する中、参加者の固定化や、学びから地域活動

への展開が不十分となっています。

今後は、市民のニーズに対応しながら青少年から高齢者にいたるまで生涯学習の機会を提供するとともに、学びの成果を地域の活動に生かせるようなしくみをつくり、生涯学習社会を実現することが必要です。

ウ スポーツ

健康寿命の延伸についての関心が高まる中、スポーツの力を活かして、市民が生涯にわたり心身共に健康で文化的な生活を営むことができる社会の実現を目指す必要があります。

なお、本市では、平成 28（2016）年 5 月にスポーツ・健康づくり都市を宣言し、「市民ひとり 1 スポーツ」を目指して様々な取組を行ってきましたが、市民がスポーツをより身近に感じ、スポーツに親しめる機会が増えている一方で、スポーツ人口の減少と指導者等の高齢化が進んでいる状況にあります。

本市のスポーツ施設の多くで老朽化が進み、今後安全な施設の提供や機能・規模の適正化が困難になることが懸念されます。市民がスポーツに親しみ、健康づくりを実践するフィールド（場）を維持していくためにも、健全な施設運営に取り組むとともに、施設に対する利用者ニーズや需要と供給のバランスに配慮した持続可能な施設提供のあり方が必要となっています。

（2）その対策

ア 学校教育

学校教育の分野においては、郷土愛を育む教育活動を推進するとともに、二学期制や小中一貫教育・連携教育を推進します。また、少人数指導教育や外国語教育、特別支援教育、情報教育の充実などを図り、確かな学力の向上や豊かな心の育成に努めます。

さらに、保幼小連携体制の充実や教育相談等のカウンセラー機能の充実等、教育のサポート機関の強化を推進します。あわせて、開かれた学校づくりによる地域・家庭と連携した子どもの育成を図るとともに、山村留学や学校間交流などによる市内の児童生徒の交流機会を充実させます。

施設整備についても良好な教育環境を整備するために校舎や屋外運動場等の改築・改修を実施します。

加えて、遠距離通学児童生徒に対するスクールバスの運行や路線バス定期券の補助などの通学支援を実施します。

学力を向上させるため、少人数指導教員、図書司書、特別支援教育支援員等の配置、小学校における一部教科担任制の推進に取り組みます。

また、各中学校区における小中で連続した学びをつくるカリキュラムづくりを行い、小中一貫教育の更なる充実に取り組むほか、外国語教育、特別支援教育、教育の I C T 化の充実により個に応じた教育や環境構築を推進します。そ

の環境整備として授業の質的充実のための指導主事派遣や、ＩＣＴ機器の有効活用のためのＩＣＴ支援員の派遣を行います。

併せて、郷土愛を育む学校づくりとして、コミュニティスクールの推進（地域との連携事業）や八女ふる里学、八女茶学をはじめ地域資源や文化を活用した授業（八女に根差したキャリア教育）の充実に取り組みます。

学校施設についても良好な教育環境を整備するために校舎や屋外運動場等の改築・改修を実施し、老朽化等により、学校での活動に支障をきたしている学校施設の整備、営繕に取り組みます。

そのほか、児童生徒の安全確保、児童生徒数の減少に対応した学校規模の適正化や地域食材を活用した学校給食の提供及び食育の推進、及び学校給食の一部民間委託を推進します。

子育て世代への支援として、加えて、遠距離通学児童生徒に対するスクールバスの運行や路線バス定期券の補助などの通学支援といった教育にかかる保護者負担の軽減を図ります。

イ 生涯学習

地域のニーズに対応しながら公民館等の講座を充実させ、学びから地域の活動へ活かせるような生涯学習活動や地域学校協働活動事業の取組を進めます。

生活を豊かにする企画や図書館ボランティア等との協働活動を通し、市民に親しまれる図書館づくりを目指すとともに、子どもの読書活動を推進するため、子どもと本の様々な出会いの場を提供します。また、より多くの市民が図書館を利用できるよう、移動図書館の拠点整備を進めます。

併せて、様々な青少年体験活動を通して青少年の自己肯定感を育み、心身ともに健全な人材や、集団活動を通じて社会性を育むと同時に、リーダーとなる人材の育成に取り組みます。

さらに、各地域の身近な生涯学習拠点である公民館、市民会館など市民の文化、生涯学習、交流の拠点施設の維持・整備・充実を図ります。

ウ スポーツ

スポーツの多様化・高度化に伴い、それらのニーズに応じた実技指導等を行うことができる人材の育成・確保のため、総合型地域スポーツクラブや体育協会等との連携を図りながら、研修会等を通して、指導者の育成・確保を図っていきます。

また、小学生から高齢者、学生、社会人等が参加できるスポーツ大会やスポーツ教室等のスポーツ事業を開催することで、市民の健康づくりの推進と市民交流の拡大を図っていきます。

さらに、スポーツイベントやスポーツ合宿・大会の誘致を通して交流人口の拡大を図ることで地域活性化を図ります。

スポーツ施設については、施設の安全確保と快適な施設環境を維持するために、既存施設の改修及び備品等の充実に努めるとともに施設の機能・規模の適正な配置に努めます。

(目標)

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和7年
全国学力・学習状況調査(小学校・義務教育学校前期)の正答率	%	2.8 (対全国比)	全国平均を上回る
全国学力・学習状況調査(中学校・義務教育学校後期)の正答率	%	1.2 (対全国比)	福岡県平均を上回る
図書館の利用割合(利用登録者数/市の人口)	%	20.5	23.0
スポーツイベントの参加者数	人/年	35,907	43,000

(3) 事業計画 (令和3年度～令和7年度)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 校舎 屋内運動場 水泳プール スクールバス、ボート その他	義務教育諸学校整備事業	市	
		小中学校屋内運動場整備事業	市	
		小中学校グラウンド整備事業	市	
		小中学校プール整備事業	市	
		スクールバス整備事業	市	
		小中学校教育用コンピュータ整備事業	市	
	(3) 集会施設・体育施設等 集会施設 体育施設 図書館	自治公民館建設事業	行政区	
		集会施設整備事業	市	
		スポーツ施設整備事業	市	
		移動図書館整備事業	市	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業 義務教育 その他	入学祝金支給事業	市	
		スクールバス運行事業	市	
		へき地遠距離通学補助事業	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 その他	山村留学事業	市	
		寺子屋事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

学校教育機能施設については、計画的な修繕計画をたて長寿命化及び費用の平準化を図ります。また、児童生徒数が大幅に減少することが見込まれる学校については、児童生徒にとって望ましい教育環境をめざすための学校再編を検討します。

公民館等施設については、老朽化している施設が多数存在しますが、施設のあり方(建替え・大規模改修・統廃合・廃止・地元への譲渡等)を検討し、長寿命化を図る場合は、計画的な改修を実施します。危険性がみとめられた施設については、安全確保のため改修を実施します。

体育施設の部分的な修繕、改修、更新については、施設の利用頻度、緊急性、重要性、安全性確保等について考慮し、計画的・効率的に行い、維持管理コストの平準化を行います。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全てこの方針に適合するものです。

10 集落の整備

(1) 現況と問題点

ア 地域コミュニティ

地域行政において、今後も行政区の存在は必要不可欠であり、各行政区が抱える課題を解消し、安定した行政区運営が行われるために、充実した行政区への支援策に取り組む必要があります。

急速に変化する社会情勢とともに、地域住民の生活スタイルの変化及び価値観の多様化等、地域コミュニティの核となるまちづくり団体に求められる役割は多岐にわたっています。

本市では、各地区のまちづくり団体の活動を支援するとともに、意見交換を行いながら、各地域の課題解決に向けた取組を推進しています。

今後も直面する少子高齢化及び人口減少問題に伴う地域コミュニティの維持発展のため、各地区のまちづくり団体が策定した地域振興計画に基づき、各地域の課題解決に向けた様々な活動を行っていくための支援を継続し、持続可能なまちづくりを推進していく必要があります。

(2) その対策

ア 地域コミュニティ

環境保全、福祉、生涯学習、防犯、防災といった行政区が行う自主的な地域活動や活動拠点となる自治公民館等交流施設の整備を支援するとともに、行政区の活動を担う行政区長の持続可能な活動のため、行政区長業務の効率化を図ります。

なお、人口減少や地域の担い手不足といった行政区の諸課題を解決するために、再編統合した行政区へのスムーズな移行とその後の運営を支援します。

地域の課題解決に取り組む組織として、小学校区等の範囲で活動するまちづくり団体の育成・強化に取り組むとともに、まちづくり団体が策定する地域振興計画に基づく地域活動の支援を行うほか、市と未来づくり協議会との定期的な意見交換を行い、構成団体である各まちづくり団体での情報交換を活発化させることにより、各地域の課題を見出しその解決に向けた活動を支援します。

(目標)

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和7年
地域活動に参加したことの市民の割合	%	40	50

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(1) 過疎地域 集落再編整備	過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業（小さな拠点）	市	
		過疎地域集落再編整備事業	市・公共的団体	
	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 集落整備	いきいき行政区運営交付金事業	行政区	
		みずから行動するまちづくり協議会等運営交付金事業	任意団体	
		市民との協働によるまちづくり提案事業助成事業	任意団体	
		地域づくり提案事業助成事業	任意団体	
		未来づくり協議会補助事業	協議会	

1 1 地域文化の振興等

(1) 現況と問題点

郷土の英雄「筑紫君磐井」がいた古墳時代に始まり、「懐良親王」「良成親王」の活躍する南北朝時代を経て積み重ねてきた八女の歴史は、次の世代に継承していくべき大切な遺産であり、市民にとってかけがえのないものです。

また、八女福島の燈籠人形や黒木笠原地区の旭座人形芝居をはじめとした、数多くの伝統文化や祭りが今も伝承され、芸術家や作家も多数輩出しています。

今後とも、八女市岩戸山歴史文化交流館や八女市民会館等の文化施設を拠点として、八女ゆかりの文化人の顕彰や、地域の伝統文化を支える後継者の育成、市民の芸術文化活動の振興を図る必要があります。

併せて、古代から続く史跡等の歴史的文化遺産と、伝統の中で育まれてきた豊かな地域文化など、先人たちが育んできた“八女文化”を発信し、活かしていく取り組みが必要です。

(2) その対策

八女市岩戸山歴史文化交流館を拠点とし、八女古墳群の保存・整備・活用を図るほか、筑紫君磐井と八女古墳群及び南北朝時代等の歴史的文化遺産を守り活かす取り組みとして、関係自治体と連携して歴史文化を通じた交流やイベント等を企画します。

また、無形民俗文化財（国、県、市）に指定された伝統文化の継承を図るため、保存会等に対する支援を行うとともに、「八女福島の燈籠人形」「旭座人形芝居」「八女津媛神社の浮立」等の後継者育成を図ります。

併せて、おりなす八女音楽塾、世界のピアノ体験企画、音楽講座開設などを通して、芸術文化の普及と来場者を開拓するほか、鑑賞事業（コンサート・演劇・落語など）を実施します。

さらに、八女文芸保存活用基本構想により、寄贈を受けた郷土出身の芸術家・文化人の多数の原稿、絵画・版画、彫刻等を活かし、市民の文化・芸術活動の充実を図ります。

（目標）

指標	単位	現状値	目標値
		令和元年	令和7年
岩戸山歴史文化交流館来館者数	人/年	27,360	28,000

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の 振興等	(1) 地域文化振興施設 地域文化振興施設	地域文化振興施設整備事業	市	
	その他	伝統的建造物群保存修理事業	市	
		街なみ環境整備事業	市	
	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 地域文化振興	伝統文化継承事業	任意団体等	
		地域芸術文化振興事業	振興会等	
		岩戸山歴史文化交流館記念事業	市	

(4) 公共施設等総合管理計画等との整合

文化施設については、現行施設を長寿命化して施設を維持していきます。文化財建造物については、更新ができないことから長寿命化に配慮した維持管理を行います。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全てこの方針に適合するものです。

12 再生エネルギーの利用の推進

(1) 現状と問題点

地球温暖化対策は、喫緊の課題となっています。環境に配慮した全世界の共通理解による行動が求められる中、本市においては、エネルギーや資源を大切に、環境に負荷をかけない生活や事業活動など、市、市民・市民団体及び事業者など多様な主体との連携・協働による取り組みを進める必要があります。

(2) その対策

地球温暖化防止に向け、市民・事業者・行政の連携・協働による国民運動「COOL CHOICE」の推進や、再生可能エネルギーの有効活用を促進し、脱炭素社会の実現に向けて取り組みます。

(目標)

環境に配慮した生活様式の定着や再生可能エネルギーの利活用等を進めることにより、脱炭素社会の実現に向けた取組を推進します。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能エネルギー の利用の推進	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー利活用事業	市	

1 3 その他地域の持続的発展に関し必要な事項

(1) 現状と問題点

八女市では、これまで住民ニーズの多様化などを背景に公共建築物やインフラ施設を整備してきました。結果、平成22年2月の市町村合併による影響も含め、現時点においては同じような人口規模の他の自治体と比べて多くの施設を保有している状況です。

今後、これらの公共施設等は、安全・安心なサービス提供のための維持補修に加え、大規模改修や建替えが必要となることが見込まれるとともに、その時期が集中することが予想されます。さらに、社会構造や住民ニーズの変化により、公共サービスのあり方を改めて見直す必要性にも迫られています。

また、財政面においては、全国の多くの自治体と同様に人口減少に伴う税収等の減少や少子高齢化に伴う社会保障費等の増加が予測されるとともに、公共施設等の維持管理費や更新費用は本市の財政運営にとって大きな負担となることが懸念されます。財政負担の軽減・平準化のため、公共施設等の適正な配置や更新、長寿命化などを計画的に行うとともに、廃止や統廃合による総量縮減のほか民間活力の導入などの検討が必要です。

(2) その対策

公共施設等総合管理計画や個別施設計画により、施設の廃止・改修・長寿命化対策などを戦略的に実施し、公共施設の改修整備費等の財政負担の平準化を図るとともに、市が保有する未利用公有地の売却や貸付など有効活用を図ります。

なお、本項目に記載された公共施設等の整備については、全てこの方針に適合するものです。

(目標)

公共施設の長寿命化によるトータルコストの縮減や利用率・類似施設の有無等による統廃合の検討により、持続可能な地域づくりに取り組みます。

(3) 事業計画（令和3年度～令和7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
12 その他地域の 持続的発展に 関し必要な事 項	(1) 過疎地域持続 的発展特別事業	旧小中学校校舎等解体事業	市	
		公共施設等解体事業	市	

事業計画（令和３年度～令和７年度）過疎地域持続的発展特別事業分(再掲)

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地 域間交流の促 進、人材育成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住	地域おこし協力隊事業 地域活動等に意欲のある地域外の人材を募集し、地域の維持や強化に寄与する地域協力活動を行う。また、任期終了後の協力隊員の市内定住を図る。	市	
		空き家利活用事業(空き家改修補助等) 空き家の有効活用に係る支援策として、空き家バンクの登録物件の改修工事費及び家財撤去費用の一部を補助することで空き家の流通化を図る。	市	
		マイホーム(新築中古)取得支援事業 市内で新たに新築住宅及び中古住宅を取得した者に対し、固定資産税相当額の補助や取得費用の補助を行い、移住定住の促進を図る。	市	
		移住定住支援センター事業 移住定住希望者に対する仕事、暮らしに係る様々な相談対応を行う。また、令和３年度から就業型の長期滞在プログラム事業を行い、移住定住の促進を図る。	市	
		結婚新生活支援事業 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ世帯所得400万円未満の新婚世帯に対して、住居費及び引越し費用の一部を補助し、経済的な支援を行い、移住定住の促進を図る。	市	
		若年世帯の家賃支援補助事業 市内に転入及び転居する若年層世帯に対し、家賃や引越し費用の補助を行い、若年層世帯の移住定住の促進を図る。	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・地 域間交流の促 進、人材育成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 移住・定住	住宅耐震改修補助事業 市内の施工業者によって住宅の耐震 改修をする場合、改修費用の一部を補 助し定住の促進を図る。	市	
		まちなみ家賃補助事業 伝統的建築物の修理における内装材 の補助及び伝統的建築物を活用する ために賃貸で入居した者に対し家賃の 補助を行い伝統的建築物の利活用の 促進を図る。	市	
		地域しごとづくり支援事業 地域しごとづくり拠点施設を活用し、 セミナー開催などにより地域コミュニティ からの起業や就業の機運を醸成し、地 域の活性化を図る。	市	
		ふるさと絆便事業 八女市の地域力維持・強化のため に、「ふるさと」に思いを寄せる人材が継 続的に関わりを持つネットワークの形成 と、地域へ貢献する人材との関りを深め る仕組みをつくり交流人口の拡大を図 る。	市	
	その他	結婚サポート事業 地域住民が地域特性を活かした婚活 事業を行っている団体に助成を行い、 行政と地域が一体となって結婚を後押 しする機運の醸成・促進を図り、市内で の家族形成の促進を図る。	市	
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 第1次産業	中山間地域等直接支払制度事業 農業生産条件の不利な中山間地域の 耕作放棄の発生を防止し、良好な景 観形成活動を行う集落協定に対し、交 付金を交付する。	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 第1次産業	多面的機能支払交付金事業 地域の共同保全活動(水路の泥上げ等)や農道等の補修活動を行う集落協定に交付金を交付する。	市	
		中山間地域農業振興対策事業 中山間地域の農業活性化のため、集落営農組織を中心とした農地の保全及び農業振興のため、組織育成及び関係施設・設備等の整備を進めるとともに集落の活性化を図る。	市	
		担い手育成総合支援事業 新規就農者に対する各種支援事業の周知、空き農地等のあっせん、定着状況の確認など就農相談から定着に至るまでを総合的に支援を行い、担い手の育成を図る。	協議会	
		農業振興事業 市の中核的農産物である八女茶・果樹・野菜・花卉の生産振興のため生産団体が行う各種振興事業や、新規作物の導入において技術・流通研修に要する経費の一部負担に対する補助を行い農業振興を図る。	市・生産団体	
		活力ある高収益型園芸産地育成事業 園芸品目、八女茶、果樹の施設整備及び高性能省力機械の導入事業を図り生産施設の近代化を図る。	生産団体等	
		伝統本玉露振興対策事業 伝統本玉露手摘み経費及び新植経費の一部を負担し、伝統本玉露生産の維持を図る。	生産団体	
		農業後継者研修事業 農業後継者による先進技術・経営・流通の視察研修経費の一部を負担し、農業後継者の確保と円滑な経営継承を促進する。	生産団体	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 第1次産業	水産振興事業 ワカサギ等の稚魚の放流に対する支 援やブラックバス等の害魚駆除に対す る支援を行い、矢部川・星野川・花宗溜 池の魚族の保護・増殖を図るとともに内 水面漁業を育成支援する。	漁協	
		林業労働力強化事業 森林施業体験等による林業の担い手 育成を実施している第三セクターに対 する補助を行い労働力強化の支援を図 る。	第三セク	
		有害鳥獣対策事業 イノシシ等の有害鳥獣による農林産 物の被害及び生活環境への被害に対 し、捕獲活動や農地への侵入防止策整 備に対する補助を行い農林産物の被 害を軽減する。	任意団体等	
		森林の担い手対策事業 県水源の森基金事業を活用した林業 従事者の社会保険等加入促進事業や 技術技能研修等を推進し、担い手の確 保、育成・強化及び労働環境の改善を 図る。	任意団体等	
		八女材普及促進住宅資材助成事業 八女材の需要拡大を図り、林業の発 展と木材・木造住宅関連産業の活性化 並びに市内への定住化促進を資する ため、市内に自らが居住するための新 築・増築する木造住宅に対し補助を行 い八女材の普及促進を図る。	市	
		造林事業 森林資源を保全整備するための、間 伐・除伐・下刈・植栽・作業道の整備に 対し補助を行う。	森林組合等	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 第1次産業	竹林保全整備促進事業 放置竹林の拡大による森林環境の悪化が懸念される中、竹林の維持保全と整備を更に推進するため、伐竹による放置竹林の拡大防止と解消、更には竹材の搬出・運搬を促進し竹資源の有効活用を図る。	任意団体等	
		木材生産促進事業 搬出間伐材に対し補助を行い、木材搬出による森林資源の有効活用に向けた供給体制の強化を図る。	森林組合等	
		森林・山村多面的機能発揮地域力支援対策事業 集落周辺の里山林の保全については、コミュニティの活力を活かした取り組みを促すことも効率的かつ効果的であるため、森林所有者や地域住民等が協力して行う里山林の保全活動に対し支援を行う。	地域協議会	
	商工業・6次産業化	新産業創出支援事業 将来にわたって持続可能な資源として、木質バイオマスや竹資源の高付加価値利用に向けた新産業を創出し、地域の雇用と活性化を推進する。	市	
		中山間地域特産品開発事業 矢部地区の山菜等の特産林産物及び農産物の振興を図ると共に、矢部ブランドの産品確立を支援し、矢部地区観光物産交流施設を拠点とした産物館および宿泊施設等での新規振興作物の加工、流通及び販売を促進する。	市	
		中小企業・小規模事業者振興事業 八女市商工会議所及び八女市商工会と連携し、市内の既存事業者に対する支援をはじめ、市内での新規創業(開業)を行う事業者等に対し支援を行う。	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振興	(10) 過疎地域持続 的発展特別事業 商工業・6次産業化	プレミアム付き商品券助成事業 プレミアム付き商品券の発行により、 地域内消費を喚起し、買い物環境の維持 など地域企業の持続的活性化を図る。	商工会議所 ・商工会	
		伝統的工芸品産業育成事業 市内で生産されている国指定の伝統 的工芸品(仏壇・提灯)組合の育成・支 援を図る。	組合等	
		県指定特産品育成事業 県指定の特産民工芸品(石灯ろう・手 すき和紙)組合の育成・支援を図る。	組合等	
		八女伝統工芸等振興事業 伝統工芸に係る技術・技法の継承、 後継者育成を図る。	組合等	
		商店街活性化対策事業 商店街に活気を取り戻すための仕組 みづくりを構築する。また、経営者の商 店街活性化のための意識向上を図る。	団体	
	情報通信産業	先端技術活用事業 過疎地域の地域課題解決のため、持 続的発展に資する取組として実施するI CT等技術活用を図る。	市	
	観光	観光推進事業 八女の資源を活かした観光の推進観 や観光商品の開発を図り、滞流型観光 を促進する。	市・実行委 員会	
3 地域における 情報化	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 その他	コミュニティFM放送事業 市内全域への防災及び行政・生活情 報の伝達を行い、安全で安心なまちづ くりの実現と市民の福祉増進に役立て るとともに、地域振興、地域産業の活 性化を推進する。	FM八女	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における 情報化	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 情報化	防災行政情報通信ネットワーク整備事業 各種災害から市民の生活・財産を守るための情報の収集・伝達に対するネットワーク整備を図る。	県	
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続 的発展特別事業 公共交通	地域公共交通網維持管理事業 予約型乗合タクシーの運行や、路線バスとの連携強化を推進するとともに、都市圏と八女市を直接結ぶ高速バスの利便性を向上させ、地域公共交通の確保維持を図る。	市・協議会・バス事業者・タクシー事業者	
	その他	高齢者運転免許証自主返納支援事業 高齢運転者の交通事故の減少を図るため、自ら運転免許証を返納した高齢者に対しタクシー共通回数券を交付し交通手段の確保を図る。	市	
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続 的発展特別事業 生活	住宅改修補助事業 市内業者により住宅の改修を行った場合において、改修に係る経費に対し補助を行い、市民の居住環境の向上と市内の住宅関連産業を中心とする地域経済の活性化を図る。	市	
	危険施設撤去	老朽危険家屋等除去促進事業 老朽危険家屋等の除去を促進するため、除去工事を行う者に対して補助金を交付し、生活環境の保全や安全で安心なまちづくりを推進する。	市	
		八女市ブロック塀等撤去事業 地震によるブロック塀の倒壊による被害防止や避難路の確保のため、道路に面するブロック塀の全て又は一部を撤去する所有者に対して、撤去費の一部を補助を行い生活環境の整備を図る。	市	
	防災・防犯	消防団員安全装備配備事業 国の示す安全装備基準に準じ、消防団員の活動時の装備を充実させ、安全な消防活動を確保する。	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8) 過疎地域持続 的発展特別事業 児童福祉	病児・病後児保育事業 保護者のやむを得ない理由により、病気の児童を昼間家庭で育児困難なとき、専門の施設で一時的に預かり、市内利用者の負担額を減額し、子育て家庭の支援を図る。	市	
		子育て家庭経済支援事業 八女市に誕生した子どもにお祝金を支給する。また、市内に子どもと共に転入した保護者へ小中学校、保育所(園)等に係る費用の補てんのための手当を支給し、心身ともに健やかな児童の育成を図る。	市	
		子どもを守る地域ネットワーク事業 要保護児童の適切な保護と特定妊婦への適切な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会を設置し、子育て支援の連携強化を図る。	市	
		放課後児童健全育成事業(学童保育) 放課後等に、保護者が就労等により家庭にいない児童の安心・安全な居場所を確保し、児童の健全育成を図り子育て世帯を支援する。	市	
		障害児教育・保育事業(私立保育所等) 保育所等において対象障害児の特性等に充分配慮できるよう、知識経験等を有する幼稚園教諭及び保育士を加配し、健常児との混合保育の実施を図る。	市	
		ファミリー・サポート・センター事業 子どもの預かりなど、「子育ての援助を受けたい人(おねがい会員)」と「子育てのお手伝いをしたい人(まかせて会員)」がセンターに会員として登録し、地域の中で子育ての相互援助活動を図る。	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8) 過疎地域持続 的発展特別事業 児童福祉	地域子育て機能支援事業 子育て支援センター・つどいの広場な ど、地域の子育て支援機能の充実を図 り、子育ての不安感等を緩和し、子ども の健やかな成長を支援する。	市	
		一時預かり保育事業 保育所を利用していない家庭で、日 常生活の突発的なことや社会参加など で、家庭での保育が困難になった場合 に、一時的に子どもを預かることにより、 保護者の育児疲れ、心理的・身体的な 負担の軽減を図る。	市・事業者	
		地域子育て支援施設整備事業 地域子育て支援拠点施設の整備を行 い、乳幼児及びその保護者が安心して 利用できる環境を整える。	市	
		放課後児童健全育成事業(施設整備) 放課後児童健全育成事業を行う施設 の環境を充実させるため、待機児童解 消等、緊急度の高い施設から順次整備 を行う。また、継続利用が可能な施設に ついては必要な営繕工事を行い保育 環境の整備を図る。	市	
		こども食堂事業費補助事業 子どもの貧困が社会的問題となっ ている中、家庭的環境の中で食事をする 機会が少ない子どもの居場所づくりとし て、こども食堂を実施している団体に補 助を行い、子どもの居場所づくりを支援 する。	市	
		子どもの居場所づくり活動基盤整備事業 幅広い担い手による、地域の子どもの 居場所づくりを行うため、子どもたちと 「支援」をつなぐ取組や自治会や民間 団体等との連携体制を整備する。	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8) 過疎地域持続 的発展特別事業 児童福祉	育児支援こどものごはん提供事業 市内の全教育・保育施設において、3 歳以上児のごはんを提供するための費 用を各施設に補助することにより完全 給食を実施し、全児童の食の衛生管理 と心身の発達及び保護者の育児負担 軽減を図る。	市	
		母子寡婦福祉事業 母子・父子及び寡婦世帯に対する福 祉向上のための事業の推進を図る。	市	
	高齢者・障害者福祉	地域生活支援拠点施設整備事業 障害福祉サービス及び相談支援並び に地域生活支援事業の提供体制の整 備並びに自立支援給付及び地域生活 支援事業の円滑な実施を確保するた めの基本的な指針に基づき支援拠点 施設を整備する。	市	
		高齢者地域支援事業 課題を抱える地域住民の福祉課題を 相互的に支え、福祉のまちづくりを進 めるために、地域でのつどいの場の設 置、各種相談体制の充実を図る。	市	
		配食サービス事業 在宅の虚弱な高齢者やひとり暮らし の高齢者及び身体障害者で、調理が 困難な者に対して配食サービスを提供 することにより、食事の確保と健康の 維持を図るとともに、安否確認を行 う。	市	
		介護人材バンク事業 潜在的介護人材の発掘や新たな介護 人材の育成を行い地域介護力の向上 を図る。	市	
		地域共生社会推進事業 地域住民が抱える課題が専門的支援 機関に繋がらず制度の狭間で支援を受 けられないことのないよう、多機関協 働による重層的支援体制の構築を図 る。	社協	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環境の 確保、高齢者 等の保健及び 福祉の向上及 び増進	(8) 過疎地域持続 的発展特別事業 高齢者・障害者福祉	中核機関整備事業 八女市成年後見制度利用促進基本 計画に基づき、必要な人が利用できる よう中核機関を設置し、権利擁護支援 の地域ネットワークを構築する。	市	
	健康づくり	その他社会福祉施設整備事業 地域保健福祉交流センター等の計画 的な整備を行う。	市	
		医療費助成事業 乳幼児・こども医療費(子)、重度障害 者医療費(子)、ひとり親家庭等医療費 等の助成(子)の助成を行い子育て支 援を図る。	市	
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続 的発展特別事業 自治体病院	へき地診療所運営事業 へき地における医療の維持確保を図る。	市	
		矢部歯科診療所運営事業 へき地における医療の維持確保を図る。	市	
		公立八女総合病院運営事業 地域医療の維持確保を図る。	市	
	民間病院	地域医療体制整備事業 夜間、日曜日、休日等における救急 医療体制の充実を図る。	医師会	
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 義務教育	入学祝金支給事業 小中学校等入学時に入学祝金を支 給することにより、保護者の経済的負担 の軽減を図る。	市	
		スクールバス運行事業 遠距離通学者等に対しスクールバス を運行し、児童生徒の安全確保を図 る。	市	
		へき地遠距離通学補助事業 へき地の児童生徒が通学に利用する 路線バスの定期券を交付することによ り、保護者の経済的負担を軽減する。	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続 的発展特別事業 その他	山村留学事業 へき地の小規模校において、他の地 域から山村留学児童を受入れ、当該校 の活性化を図るとともに、児童間の交流 等による教育効果の向上を促す。	市	
		寺子屋事業 小学生を対象に、補充学習を実施す るコーディネーターを雇用し、放課後等 に学校・公民館等を利用した教科の復 習や宿題につながる学習を行い、学力 向上の基盤となる子どもの基本的生活 習慣や学習習慣の定着を図る。	市	
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 集落整備	いきいき行政区運営交付金事業 行政区に運営交付金を交付し、行政 区運営や行政区の地域活動を支援す る。	行政区	
		みずから行動するまちづくり協議会等 運営交付金事業 小学校区等の範囲で活動するまちづ くり団体に運営交付金を交付し、地域 活動を支援する。	任意団体	
		市民との協働によるまちづくり提案事業 助成事業 地域課題の解決や地域づくりに関す る市民グループ等からの提案を公募 し、採択された団体に補助を行い、まち づくりの促進を図る。	任意団体	
		地域づくり提案事業助成事業 地域課題の解決や地域づくりに関す るまちづくり団体等からの提案を公募 し、採択された団体に補助を行い、地 域づくりを促進する。	任意団体	
		未来づくり協議会補助事業 市内のまちづくり団体の横断的な組 織である未来づくり協議会に対して補 助を行い、各地域の課題を見出しその 解決に向けた活動を支援する。	協議会	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化の振 興等	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 地域文化振興	伝統文化継承事業 無形民俗文化財(国、県、市)に指定さ れた伝統文化の継承を図るため、保存 会等に対し支援を行うとともに、後継者 の育成を図る。	任意団体等	
		地域芸術文化振興事業 優れた文化・芸術の鑑賞や、芸術活 動の創造・発表の場等、市民の企画立 案により主体的に実行する自主事業を 支援し、芸術文化の振興を図る。	振興会等	
		岩戸山歴史文化交流館記念事業 開館10周年記念事業として、特別企 画展・シンポジウム・関連イベントを実施 し、八女古墳群の保存・整備・活用を図 る。	市	
11 再生可能エネルギー の利用の推進	(2) 過疎地域持続 的発展特別事業 再生可能エネルギー利用	再生可能エネルギー利活用事業 住宅用太陽光発電システム等設置に 対し補助を行い、脱炭素社会の実現に 向けた取組を推進する。	市	
12 その他地域の 持続的発展に 関し必要な事項	(1) 過疎地域持続 的発展特別事業	旧小中学校校舎等解体事業 旧小中学校校舎を解体し、公有地の 有効利活用を図る。	市	
		公共施設等解体事業 公共施設等を解体し、公有地の有効 利活用を図る。	市	